

香美町人權啓発推進指針

令和2年3月

香 美 町

目 次

1. 人権をめぐる動き	
(1) 国際社会の取り組み	1
(2) 国の取り組み	1
(3) 兵庫県の取り組み	2
(4) 香美町の取り組み	2
2. 人権尊重の理念	
(1) 人権・人権尊重の基本的な考え方	3
(2) 人権文化の創造をめざして	3
(3) 人権啓発推進の視点	4
3. あらゆる場における人権啓発	
(1) 家庭	5
(2) 学校（園・所）	5
(3) 地域	6
(4) 職場（企業等の事務所）	6
(5) 町職員及び教育関係者等	7
4. さまざまな人権課題の現状と今後の取り組み	
(1) 女性	8
(2) 子ども	10
(3) 高齢者	12
(4) 障がいのある人	14
(5) 同和問題（部落差別）	16
(6) 外国人	18
(7) 感染症患者等	19
(8) 犯罪被害者等	20
(9) インターネットによる人権侵害	21
(10) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等	22
(11) 性的指向、性自認を理由とする偏見や差別	22
(12) 災害(被災)にともなう人権問題	23
(13) 働く人の人権	24
(14) 転入、職業、外見などによる人権侵害	25
5. 人権啓発の総合的・効果的な推進	
(1) 推進体制	26
(2) 関係機関との連携・協力	27
(3) 施策の点検及び指針の見直し	27
参考資料	
○人権に関する町民意識調査	29

1. 人権をめぐる動き

(1) 国際社会の取り組み

国連では、20世紀における二度の大きな戦争を教訓に、昭和23年(1948年)『すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。』とした「世界人権宣言」を、昭和41年(1966年)には「国際人権規約」を採択しました。

その後、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(人種差別撤廃条約)、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)、「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)、「障害者の権利に関する条約」(障害者権利条約)等を採択するとともに、「国際婦人年」をはじめ、「国際児童年」、「国際障害者年」、「国際高齢者年」など、テーマごとに国際年を設定し、12月10日を「世界人権デー」とするなど、人権と平和が尊重される社会の実現に向けて活動を展開してきました。

さらに、平成7年(1995年)から平成16年(2004年)までの10年間を「人権教育のための国連10年」とし、人権に対する世界的な規模での理解を深め、あらゆる国において人権という普遍的な文化を構築するための取り組みを推進しています。

「人権教育のための国連10年」が終了した後、平成16年(2004年)12月には引き続き人権教育を推進していくことを目的に、「人権教育のための世界計画」を採択しています。

(2) 国の取り組み

わが国では、日本国憲法や教育基本法の理念に基づき、人権意識の高揚を図る取り組みを推進してきました。

特に、わが国固有の人権問題である同和問題の解決のため、昭和40年の同和对策審議会答申を受け、「同和对策事業特別措置法」、「地域改善対策特別措置法」、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」を制定し、平成14年3月まで、延べ33年間の特別対策を実施してきました。

また、「人権教育のための国連10年」を受け、平成9年7月に「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」を策定しました。

その後、平成12年12月に「人権教育・啓発推進法」を施行し、同法に基づいて平成14年3月に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、現在は、この法律や計画に沿った取り組みを進めています。

さらに、個別の人権課題についても、子ども、高齢者、障がいのある人に

対する虐待防止のための法律をはじめ、「障害者権利条約」の批准に向けた「障害者基本法」の改正や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）、「いじめ防止対策推進法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（子どもの貧困対策法）、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）、「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）を施行し、さまざまな人権課題に関わる新しい制度や枠組の整備を進めています。

（３）兵庫県の取り組み

兵庫県では、人権の尊重される社会づくりをめざし、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題等の個々の人権課題に関する計画を策定し、それぞれの課題に対応した施策の推進に努めています。

また、県と市町が共同で設置している公益財団法人兵庫県人権啓発協会を中心に、県の機関や関係団体などと連携を図りながら、同和問題をはじめとする人権課題について、研修や啓発、研究事業等を展開しています。

学校教育や社会教育においては、平成10年に、県教育委員会は「人権教育基本方針」を策定し、生命の尊厳やボランティア精神の尊さ、他者を思いやる心の大切さなど震災から学んだ教訓を生かすとともに、人権教育や多文化共生社会の実現をめざす教育を中心とする、人権意識の高揚のための教育の充実に取り組んでいます。

さらに、平成16年からは、「人権文化をすすめる県民運動」として、県民一人一人が、お互いの人権の尊重を感性として育み、日常生活の中で人権尊重を自然に態度や行動で表すことが文化として定着している社会の実現に向けた取り組みを各市町や関係団体と連携し展開しています。

（４）香美町の取り組み

本町では、平成17年4月1日、3町の合併と同時に「香美町人権啓発推進条例」を施行しました。この条例の目的は、あらゆる差別やいじめなどによる人権侵害のない、心豊かにして和やかな、真に町民相互の人権が尊重されるまちづくりに資することにあります。

平成19年3月には、香美町人権啓発推進委員会から「香美町における人権啓発のあり方について」の答申があり、答申に基づいた人権啓発を推進してきました。

2. 人権尊重の理念

(1) 人権・人権尊重の基本的な考え方

人権とは、私たち一人一人が国籍・性別・社会的身分・障がいの有無などにかかわらず生まれながらに持っている権利であり、すべての人の生命や自由を保障し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない大切な権利です。そして、この権利は、すべての人に平等に保障されなければならないものです。

日本国憲法においても、この権利を基本的人権として定め、第11条で「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」とされ、個人の尊重、生命、自由及び幸福追求に対する権利が規定されています。また、第14条において、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的、社会的関係において差別されない法の下での平等を掲げ、さまざまな自由権や社会権などを定めています。これらの人権については、一人一人が自分の人権のみならず他者の人権も認め、相互に尊重し合うことを求めています。

したがって、人権尊重とは、自分の人権のみならず他の人の人権についても正しい理解を持ち、自らの権利の行使にともなう責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと、すなわち、人権の共生であると言えます。

(2) 人権文化の創造をめざして

本町では、第2次香美町総合計画において、基本計画の一つに「人権の尊重」を挙げ、その基本方針として、『人権尊重の意識が日常生活に自然と存在するような「人権文化」の創造をめざす。』としています。

「人権文化」とは、日常生活の中で、互いの人権を尊重することを自然に感じ、考え行動することが定着した生活のあり様そのものを言います。

つまり、「人権文化の創造」とは、すべての町民が、家庭や地域、職場、学校など、日々の暮らしの中で人権を大切にし、尊重し合う習慣が身に付き、定着している社会を実現していくことなのです。

(3) 人権啓発推進の視点

人権文化の創造をめざし、以下の視点を基本に人権啓発を推進していきます。

○ 一人一人を大切にすることを育む視点

社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障がい等により差別されることなく、一人一人の尊厳を尊重し、自分自身と同様に他者も大切にすることができるよう、一人一人を大切にすることを育むこと。

○ 自分自身のこととして考える視点

人権が町民一人一人の生活と深くかかわり、自分自身の課題として捉えるべき問題であるという認識を深め、地域や職場等で身近な人権課題の解決に向けた実践ができる知識や技能を身に付けること。

○ 共生社会の実現に向けた視点

一人一人がお互いの個性や価値観の違いを認めあう相互理解と寛容のもとで、ともに支え合いながら、いきいきと生活できる共生社会の実現をめざすこと。

○ 生涯学習としての視点

人権教育・啓発とは、人の生涯にわたる学習活動の営みであり、町民一人一人が人権尊重の理念への理解を深めることができるよう、多様な学習機会の提供や効果的な学習手法を取り入れ、生涯にわたり人権について学ぶことができる環境を整えること。

3. あらゆる場における人権啓発

(1) 家庭

「家庭はあらゆる教育の出発点」と言われるように、生涯にわたって豊かな人権感覚を養ううえで家庭の果たす役割は極めて重要です。なかでも、人間形成の基礎を培う幼少期に、家庭での遊びやしつけ、家事や家族とのふれあいなど、日常生活を通じて豊かな情操や思いやりの心、自立心などを育みながら、基本的な社会ルールなどを教えていくことが大切です。

しかし、近年、核家族化や少子化、地域における連帯意識の希薄化などにとともなう育児不安の広がりやしつけへの自信喪失、過保護や過度の放任などから、家庭の教育力の低下が指摘されており、家庭の持つ教育力を高めていくための取り組みが求められています。

このため、子育て支援はもちろん、PTAや地域での研修等を通じ、親自らの人権意識を高めるための学習を支援していくことが必要です。さらには、さまざまな人権意識の高揚をめざした啓発活動や情報提供を積極的に行い、人権問題について家庭の中で活発に話し合い、日常生活の場で実践されるよう促していく必要があります。

(2) 学校（園・所）

人格形成に大きな影響のある学齢期において、学校教育は人権尊重のための教育の中心的役割を担っています。児童生徒等の発達段階に対応し、それぞれの実態に即して創意に富んだ教育を行うことがたいへん重要です。また、子どもの社会性や豊かな人間性を育む観点から、机上の学習だけでなく、感動や共感をともなう体験学習や交流活動を積極的に推進することが求められます。

幼稚園、保育所、認定こども園、保育園においては、幼児の発達の特性を踏まえながら、身近な動植物に親しみ、生命の大切さに気づかせ、豊かな心情を育てるなど、人権尊重の精神の芽生えが感性として育まれるように努めることが大切です。

小学校、中学校及び高等学校等においては、児童・生徒一人一人が、生命の尊厳を基盤に、互いの人格を尊重し個性を認め合う心、他人の痛みがわかる心、他人を思いやる心、正義感や公正さを重んじる心などの豊かな人間性を育成するとともに、自他に対する肯定的な態度や責任感を培っていくことが重要です。また、今日的な人権課題である「いじめ」や「インターネットによる人権侵害」などに対する理解と対応が必要不可欠となっています。さらに、身近な生活にも結び付けながら、人権の意味や内容などへの理解を深

め、人権尊重の意欲と態度の育成に努めなければなりません。

(3) 地域

町民が人権意識を高めるためには、より身近なところで研修や学習が行われることが望ましいと言えます。このため、これまでから公民館や小学校区、行政区等を単位にした人権学習会が行われ、人権問題や差別についての正しい理解と認識を育てる取り組みが行われてきました。

地域は、そこで生活する人々が日常の学習や地域活動等を通して、さまざまな人権問題などについて理解を深め、実践する場であり、人と人とのふれあいを通じて人権感覚を身につけていく場です。特に、子どもたちにとっては、思いやりの心や自立心を育み、社会性などを身につける場として重要な役割を担っています。

本町では、地域の少子高齢化や過疎化が加速するなか、新たな地域コミュニティの構築が進められようとしています。そこでの人権教育・啓発に果たす役割にも期待が寄せられます。

今後とも、地域における人権教育・啓発のあり方や方法等を工夫しながら、地域に密着した人権啓発の推進を図ります。

(4) 職場（企業等の事業所）

企業等の事業所は、その事業活動を通して社会や地域と深い関わりを持っています。したがって、その活動全般において人権尊重の視点に立つことが必要であり、経営者や代表者から従業員まで一人一人の人権意識の高揚を図ることが重要です。

また、企業等の社会的責任として、法令遵守はもちろんのこと、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進、多様性を尊重した人材の採用、評価の公正や機会均等の確保、さらにはハラスメント防止などの取り組みが求められています。

町は、企業等の事業所において自主的な人権啓発や研修が進むよう働きかけるとともに、関係機関・産業団体等と連携して人材や情報、教材の提供など支援に努めます。

(5) 町職員及び教育関係者等

特に人権に関わりの深い職業に従事する次の者に対する人権啓発や研修機会の一層の充実に取り組みます。

○ 町職員

人権に配慮した行政を推進するためには、行政職員は常に人権の視点に立って職務を遂行することが求められます。特に、町職員は、人権問題を正しく認識し、それぞれの職務において適切な対応を行わなければなりません。

職員一人一人が知的理解にとどまるだけでなく、豊かな人権感覚を身に付け、人権に配慮した職務を実践していけるよう、また、日常業務や生活を通じて町民への啓発ができるよう、研修を充実させるとともに、町民の模範となるような人権意識の修得に努めなければなりません。

○ 教職員

教職員は、学校（園・所）におけるあらゆる教育活動を通じて、児童生徒等の人権尊重の理念に関する理解を深めるという重要な役割を担っています。このため、教職員一人一人の人権意識を高めると同時に、人権問題に関する知識や指導力の向上をめざした研修の充実に努めなければなりません。

また、家庭や地域社会との連携を深め、人権問題の解決に積極的な役割を果たせるよう、その資質の向上に努めなければなりません。

○ 医療・保健関係者

医師、看護師、保健師をはじめとする医療・保健関係業務の従事者は、人の生命と健康を守るという重要な役割を担っています。職務の遂行に当たっては、生命の尊厳を重んじるとともに、プライバシーへの配慮など、患者はもとより家族の立場を考慮した人権意識に根ざした言動が求められます。このため、これら関係者の人権意識を高めるための研修や教育の充実に努めなければなりません。

○ 福祉関係者

社会福祉協議会や福祉施設の職員をはじめ、民生委員児童委員やその他福祉関係業務の従事者は、高齢者や障がいのある人等の介護や相談に関わるため、人間の尊厳に対する認識はもとより、プライバシーへの配慮という点においても、より高い人権意識が必要です。このため、これら関係者の人権意識を高めるための研修や教育の充実に努めなければなりません。

4. さまざまな人権課題の現状と今後の取り組み

(1) 女性

<現状と課題>

「男女共同参画社会基本法」(平成11年6月)をはじめ、「男女雇用機会均等法」(昭和61年4月、平成11年4月改正)、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」(平成27年8月)などの法律の施行等により、女性を取り巻く環境の整備が進んできました。

しかし、日本の現状は、職場や地域における女性の政策・方針決定への参画や、能力発揮のための環境整備が十分ではないほか、女性の家事、育児、介護における負担が重く、また今日、非正規雇用労働者の割合が女性就業者の半数以上を占めるなど、さまざまな面で男女共同参画が諸外国と比較しても不十分な状況にあります。さらに、性犯罪、売買春、夫・パートナー等からの暴力(いわゆるドメスティック・バイオレンス)、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの女性に対する人権侵害が問題となっています。

これらの背景には、男女の役割を固定的にとらえる意識(性別役割分担意識)等が依然として根強く社会に残っていることがあり、さまざまな場面で女性が不利益を受ける原因にもなっています。

男女が社会の対等な構成員として、その違いを認めつつ互いに尊重し、ともにいきいきと生活できる社会をめざしていくため、こうした意識の解消を図っていく必要があります。

本町においても、平成28年度を計画の初年度とする5ヶ年の「第2次香美町男女共同参画行動計画」を策定し、「互いを認め支え合いすべての人が生き生きと輝けるまちをめざして」を基本理念とする男女共同参画社会を実現するまちづくりをめざしています。

今後も、性別役割分担意識の解消に向けて、あらゆる人々へ啓発をすすめるとともに、暴力を許さない社会づくりの推進、女性がさまざまな分野で活躍できる環境づくり等を進めていく必要があります。

＜施策の方向＞

○ 男女共同参画意識を高める啓発活動の推進

男女がともに性別に関わりなく個人として人権が尊重されるよう、人権に関する相談事業、啓発活動、学習講座などの充実を図り、あらゆる場面を活用しての啓発を進めます。

また、さらなる性別役割分担意識の解消に向けて、男女がともに個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざし、啓発活動の推進を図ります。

○ あらゆる分野における男女共同参画の促進

雇用、地域社会、家庭、学校など、あらゆる分野における男女共同参画の取り組みを促進しなければなりません。また、ワーク・ライフ・バランスの推進等男性の働き方の見直しも含めた就労環境の改善を図り、女性が活躍しやすい環境づくりの推進に努めます。

○ 配偶者等からの暴力の根絶と社会環境の整備

ドメスティック・バイオレンス（DV）をはじめ、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、性犯罪等の暴力を根絶するために、暴力を許さない環境づくりや町民の認識を高める意識啓発の推進を図ります。

○ 男女平等を基本とする教育・学習の充実

学校や社会教育の場において、人権の尊重・男女平等に基づく相互理解の重要性、家庭生活の大切さなどについて、個人の尊厳と男女平等に関する教育・学習の推進を図ります。

(2) 子ども

<現状と課題>

子どもを取り巻く家庭や社会環境は、インターネットやスマートフォンが普及し、大量の物や情報が氾濫するなか、少子化や核家族化、地域社会の関係の希薄化などで著しく変化しています。

このような状況において、児童虐待、家庭内暴力や学校でのいじめ、非行の低年齢化、ソーシャル・ネットワークキングサービス（SNS）や掲示板を介したインターネット上のいじめ、貧困問題など、子どもたちの人権をめぐる問題が深刻化しています。これらは子どもの生命に関わる事件につながる恐れがあることから、緊急解決を要する課題となっています。

こうした子どもの人権問題の背景には、家庭、社会環境などの変化といった要因のほか、大人が、子どもを未成熟な存在として支配的な意識を持ったり、保護や教育の対象としてのみとらえたりすることや、またそのことによって、子どもの自立心や社会性の欠如を招いていることも要因として存在しています。

これらの問題を解決し、子どもの自尊感情を育む環境を整えるためには、子どもを保護の対象としてだけでなく、権利の主体として認めるという「児童の権利に関する条約」の理念や内容の周知徹底を図りつつ、家庭、学校、地域、関係団体が互いに連携し、それぞれの教育力を高める努力をしなければなりません。

<施策の方向>

○ 学校での人づくり

学校では、児童・生徒がそれぞれ人格を持った一人の人間として尊重され、主体者としての活動が保障されることを基本に、人権尊重、生命尊重の精神の育成に取り組み、一人一人の違いを認め、個性を生かしつつ、人づくりを進めなければなりません。

また、指導者となる教職員の人権意識の高揚を図るため、今日的な課題についても積極的に研修を行っていく必要があります。

○ 家庭での教育

家庭では、やすらぎのもてる家庭を築くなかで子どもとの話し合いを十分に行い、自他の人権尊重と共生理念をしっかりと位置づけた心の教育を重視しなければなりません。また、これらを支援するために、子育て・子育て支援事業を推進するとともに、教育講座、教育相談、教育交流の充実に努めます。

○ 地域における青少年育成

自然体験活動や異世代間交流等、地域で子どもたちを育むふれあいの場の醸成等を通して、心の通い合う地域づくりへの取り組みを推進していきます。

○ いじめなどの根絶

いじめは、重大な人権侵害であり、いじめを受けた児童・生徒の心身に深刻な影響を及ぼす決して許されない行為です。すべての児童・生徒が安心して学校生活を送り、さまざまな活動に取り組むことができるよう、県や学校、地域住民、家庭その他の関係者と連携し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応、再発防止等に取り組めます。

○ 学校、地域での安全な生活

登下校時の地域での見守りなど、さまざまな危険から子どもの安全を守るための取り組みの推進を図ります。

(3) 高齢者

<現状と課題>

わが国の高齢化は急速に進行し、人口の4人に1人が65歳以上の高齢者となっています。本町においても平成31年3月末現在で高齢化率が38.2%となっており、今後も高齢化が進展すると予測されています。

高齢者の増加にともない、一人暮らし高齢者世帯、高齢者のみ世帯、認知症高齢者等、支援を必要とする高齢者が増加しており、その自立を支える地域全体での支援体制の構築が必要です。

また、心身上の機能の衰えから介護が必要になった際に、人格やプライバシーを無視された扱いをされたり、身体的虐待、食事や介護の放棄、話をしないなどの心理的虐待、財産侵害など、「人間としての尊厳」が否定されるケースが見られるなどの問題が生じています。さらには、高齢者を狙った詐欺事件の被害も多発しています。

高齢者一人一人が健康で、その持てる能力を発揮し、地域のさまざまな活動を通じて社会に貢献しながらいきいきと暮らしていける社会の仕組みづくりは、今後ますます重要となってきます。それらを実現するためには、生涯学習などの機会を提供するとともに、意欲と能力に応じた働き方や、社会活動への参加を支援する施策が必要です。

また、高齢者の尊厳を守るため、成年後見制度の利用促進に向けた対応や、虐待を早期発見・早期対応できる仕組みづくりが必要です。

<施策の方向>

○ 高齢者を敬う心の育成

家庭、学校においては、高齢者を敬い優しく接する心の教育やしつけを重視し、地域においては、高齢者を温かく見守り支援する気風を醸成することが重要です。

また、子どもたちの人権感覚の育成を一層促進するため、高齢者との交流を通して、人間としての豊かな経験や感性に触れさせることが必要です。

○ 高齢者の権利擁護

認知症等により判断能力が不十分である高齢者に対して、権利擁護を図るとともに、事業者や家族との連携の充実や、地域住民による高齢者の見守り体制を構築し、介護の際の虐待等の発見・防止に努めます。判断能力が低下している人に対しては、成年後見制度や日常生活自立支援事業などの利用による権利擁護の推進を図ります。

○ 高齢者の自立、社会参加の支援

高齢者が地域社会で自立し、安全、安心に暮らせるよう、近隣住民による見守りや生活援助のためのボランティア組織づくり、関係機関・団体などとの密接な連絡・連携などの体制づくりの推進を図ります。

高齢者の豊かな知識や技能を生かし、意欲と能力がある限り働き続けることができる体制を整備するとともに、高齢者の健康増進、文化活動、ボランティア活動など、生涯学習の場と機会の充実を図ります。また、これらの活動を可能にする交通手段の確保に努めます。

(4) 障がいのある人

<現状と課題>

障がいのある人が地域社会の中で暮らしていくうえでさまざまな障壁があります。道路の段差や階段、駅舎エレベーターの不備などの「物理的な障壁」、資格制限等による「制度的な障壁」、差別や偏見等の「心理的な障壁」、点字図書が不足していることなどの「文化・情報面の障壁」などです。

また、これらの障壁に加え、障がいのある人に対する企業や施設内等での虐待や暴行、更には、財産侵害などの人権問題が生じています。

平成28年に「障害者差別解消法」が施行され、行政機関や事業者による障がいを理由とする不当な差別的取り扱いが禁止され、障がいのある人から何らかの配慮を求められた場合、社会的障壁を取り除くために必要な配慮（合理的配慮）を行うことが求められています。雇用においても、「障害者雇用促進法」等の法は整備されていますが、障がいのある人の社会参加はまだ進んでいるとは言えません。

また、支える家族の高齢化により、障がいのある人の地域での生活が次第に困難になりつつあることも指摘されています。

これらを解決していくためには、障がいの有無にかかわらず、誰もが同じ地域社会のなかでいきいきと暮らせる「ユニバーサル社会」をめざし、その理念を広く社会に定着させる教育や啓発活動を充実するとともに、障がいのある人の社会参加が進むよう支援を強化しなければなりません。

<施策の方向>

○ 障がいに対する偏見や差別の解消と合理的配慮の推進

障がいのある人の人権を保障し、障がいのある人の教育や就業をはじめ、社会生活における機会均等を実現するために、それぞれの障がい特性や困りごとに応じた合理的配慮が強く求められています。

障がいの有無にかかわらず、互いにその人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会（共生社会）の実現に向け、さまざまな場において、障がいを理由とする差別の禁止や合理的配慮に向けた啓発、相談支援体制の充実を図ります。また、学校等における福祉教育や各種交流事業の充実等により、障がいや障がいのある人に対する理解の促進を図ります。

○ 障がいのある人の自立、社会参加の支援

障がいのある人が、地域社会で安全に安心して生活できるように福祉の町づくりを進めるとともに、自立した生活が送れるように能力・適性に応じた職業教育や進路指導など、就労への支援に取り組みます。

○ 障がいのある人の権利擁護

日常生活において自立が困難な障がいのある人等に対して権利擁護を図るとともに、事業者や家族との連携を充実し、介護における虐待等の発見・防止に努めます。また、判断能力が低下している人に対しては、成年後見制度や日常生活自立支援事業などの利用による権利擁護の推進を図ります。

○ 特別支援教育の充実

障がいのある子どもの自立や社会参加を促進するため、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな教育の推進を図ります。

○ ふれあいの機会の拡大

あらゆる面でのバリアフリーの実現をめざし、障がいの有無を越えてふれあえるスポーツや文化活動の振興に努めます。

また、それらを可能とするボランティア養成のための研修など、その推進に努めます。

(5) 同和問題（部落差別）

<現状と課題>

同和問題は、生まれ育った地域によって不当に差別されるというわが国固有の人権問題で、その早期解決を図ることは国民的課題です。

わが国では、同和問題は憲法に保障された基本的人権にかかわる重大問題であるとの認識のもと、昭和44年に「同和対策事業特別措置法」を制定以来、昭和57年には、「地域改善対策特別措置法」として改訂し、33年間にわたり生活環境の改善や教育・啓発などの諸施策が実施されてきました。そして平成14年には同法の失効により、特別対策事業は一般施策へと移行されました。

この間、生活環境の整備は進み、教育・啓発活動が粘り強く取り組まれてきましたが、心理的差別は今なお根強く存在しています。また、近年、インターネットなどによる差別助長的な情報の書き込みといった問題も発生しています。

平成28年には、依然として部落差別が存在しているとの認識のもとに、これを解消することが重要な課題であることに鑑み、「部落差別解消推進法」が制定され、相談体制の充実、教育及び啓発を国の責務として定め、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の実情に応じて施策を講じるよう努めることと定められました。

町民意識調査によると、あなたが結婚しようとする相手が同和地区の人であるとわかった場合、「絶対に結婚しない」が4.0%、「家族や親戚の反対があれば結婚しない」が11.0%あり、本町においても同和問題の解決には至っていないことがうかがえます。

同和問題は、今もなお残る、町民一人一人が自ら解決すべき重要な課題です。「そっとしておけば自然に解決する」という考えは、差別を無くしたいとする思いからくるものであっても、結果的に差別の放置につながります。このことを踏まえ、同和問題の正しい理解と認識、解決に向けた取り組みを進める教育や啓発を引き続き行っていく必要があります。

＜施策の方向＞

○ 教育・啓発活動の推進

同和問題についての正しい知識や理解を深め、偏見や差別意識を解消するため、講演会・研修会等の開催、広報やホームページ等各種情報媒体を活用した啓発など、効果的な啓発活動を展開していきます。

○ 人権教育推進事業の再構築による推進

本町では、人権教育推進事業「とちの実学級」「竹の子学級」「杉の子学級」「あすなる学級」を開設し、児童・生徒の同和問題への正しい理解を図り、その解決へ向けた意欲と実践力の育成に努めてきました。これらの学級は、差別や偏見に気づく「人権感覚」と、それらを解消しようとする「人権意識」を培う学習機会として重要な役割を担ってきましたが、近年の学級生の減少等により取り巻く状況に変化が生じ、令和2年度を最後に各学級を閉講することとしました。

開設以来、約半世紀を迎えた今、本事業が本町の人権教育・人権啓発に果たしてきた役割を踏まえ、それらの社会的役割を継承するための新たな事業のあり方を検討していきます。今後は、より多くの児童・生徒を参加対象とし、その自発的で多様な参加型活動を主体とする学習を取り入れた人権教育推進事業の構築をめざします。

○ 学校における人権教育の充実・強化

児童・生徒の発達段階に応じて同和問題の歴史的事実の理解を深めるとともに、解決に向けた実践力の向上をめざし、教育活動の全領域において同和教育を発展させた人権教育の推進を図ります。

また、人権啓発に関する作品の創作に積極的に取り組むことなどにより、児童・生徒の人権意識の高揚を図ります。

○ えせ同和行為の根絶

官公庁や企業等に対して不当な要求や不法な行為を行い、結果的に同和問題の解決を妨げているえせ同和行為について、関係行政機関などとの緊密な連携の強化による排除と、同和問題に対する正しい認識と理解を深めることによる被害の未然の防止に努めます。また、えせ同和行為に遭遇した場合に適切な対応がなされるよう、広報・啓発に努めます。

○ 人権侵害事案への対応

同和問題を理由とする結婚差別、就職差別、インターネット上における差別・中傷・落書きなどの人権侵害事案に対して、迅速に対応できるよう国・県並びに関係機関・団体等との連携・協力を図り、問題の解決に取り組みます。

(6) 外国人

<現状と課題>

近年、国際化の著しい進展により、わが国に居住する外国人は増加しています。一方で、言語、文化、宗教、習慣などの理解不足から生じる偏見や差別意識から、就労やアパート等への入居拒否など、異文化を許容しがたいといった意識に起因する差別があります。また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的な取り扱いがなされたり、サービスの提供が拒否されるなどの人権問題も生じており、平成28年にはいわゆる「ヘイトスピーチ解消法」が施行されました。

町内においても、結婚や研修生の受け入れなどにより、少しずつ外国人居住者が増えてきており、言葉の違いによって生活面での意思が伝わりにくい状況も生まれています。

これらを解決していくためには、国際的視点にたち、人権が世界のすべての人々に平等に保障される権利であることを認識し、共生の意識を高めていくことが重要です。

<施策の方向>

○ 交流の促進と共生の地域づくり

外国人に対する差別や偏見を解消するため、言語、宗教、習慣など、外国人がもつ文化の多様性を認め受け入れる教育と啓発活動の充実に努めます。

また、地域において外国人との交流の機会や支援の仕組みを検討するなど、共生の地域づくりに向けてその推進を図ります。

(7) 感染症患者等

<現状と課題>

エイズやハンセン病などの感染症について、正しい知識と理解が十分に普及しているとは言えません。そのために、患者とその家族や血縁者に対する差別・偏見が見られます。

エイズについては、今なお感染を理由とした解雇や医療機関での診療拒否など、誤った知識や理解不足により患者・感染者が差別を受ける事例が生じています。エイズは、感染力が弱く日常生活で感染するものではありません。また、発病を遅らせる治療薬も開発されています。

ハンセン病については、平成8年に「らい予防法」が廃止されるまで、国立ハンセン病療養所に一律に隔離され、患者やその家族は多大な精神的苦痛を強いられてきました。ハンセン病も感染力が弱く発病は極めてまれで、容易に治癒する病気となっています。

患者等に対する偏見や差別をなくすには、これらの疾患に対する正しい知識を広めるとともに、患者等の方々の多くは、通常の世界生活を営みながら就労を継続することも可能であり、かつ、その権利を有していることなどについて、幅広く理解を深めていくことが大切です。

<施策の方向>

○ 正しい知識と理解の促進

学校教育や社会教育でのさまざまな機会において、感染症に対する正しい知識と理解を広げていくことにより、差別や偏見をなくし、人権尊重の意識の高揚に努めます。

(8) 犯罪被害者等

<現状と課題>

犯罪被害者やその家族は、事件による生命や健康、財産を奪われるなどの被害（一次的被害）に加え、再被害の不安や捜査・公判過程での精神的負担や経済的負担、さらには一部のマスメディアによる過剰な取材や報道、プライバシー侵害、名誉毀損、平穏な生活の侵害（二次的被害）などの人権問題が生じています。

そのため、犯罪被害者やその家族の人権に対する配慮と保護を図ることを目的として、「犯罪被害者等基本法」（平成16年12月）や「犯罪被害者等基本計画」（平成17年2月）が策定され、それらに基づき、毎年11月25日から12月1日までの1週間を「犯罪被害者週間」として、犯罪被害者等がおかれている状況や、犯罪被害者等の名誉や生活への配慮の重要性について、理解を深めることを目的とした活動が展開されています。

犯罪被害者とその家族等の人権が侵害される事案はさまざまであり、犯罪被害者等に対する理解を深める啓発・教育を行うことが重要です。

<施策の方向>

○ 教育・啓発活動

犯罪被害者やその家族に対する興味本位のうわさや中傷が生ずることのないようにその啓発を行います。また、誰もが犯罪被害者等になる可能性もあり、自らの問題として考えられるよう教育や啓発の推進を図ります。

(9) インターネットによる人権侵害

<現状と課題>

インターネットは、誰でも情報を受信・発信できる手軽で便利なメディアとして、社会経済活動や日常生活に必要不可欠なものになっています。

その反面、匿名性に対する誤った認識や、どのような情報でも簡単かつ気軽に入手し発信できることから、インターネット上での他人を誹謗中傷する行為や、子ども同士によるネットいじめが発生しているほか、同和地区とされる地域の地名、画像や差別を助長する表現が掲載されたり、個人の実名や写真などの個人情報が流出し回収が不可能になるなど、人権に関するさまざまな問題が発生しています。さらに、スマートフォンの急速な普及やソーシャル・ネットワークキングサービス（SNS）の利用拡大により、青少年が人権侵害の加害者や被害者になる事例も多発しています。

これらを防ぐためには、インターネット利用者等に対して、個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深めるための啓発活動や学校教育の充実に努める必要があります。

<施策の方向>

○ 情報モラルを高める教育と啓発

インターネット利用者が守るべきモラルや責任と、さまざまな種類の情報の扱いによってどのような人権侵害が起こりうるかを正しく理解できるよう教育や啓発の推進を図ります。

(10) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等

<現状と課題>

拉致問題は、わが国の喫緊の国民的課題であり、北朝鮮当局による人権侵害問題への対応が国際社会を挙げて取り組むべき課題とされるなか、この問題について、町民の関心と認識を深めていくことが大切です。

(この課題は、平成23年4月の閣議決定により、「人権教育・啓発に関する基本計画」の人権課題に追加されました。)

<施策の方向>

○ 拉致問題に関する普及啓発

拉致問題に関する正しい知識の普及を図り、町民の関心と認識を深めていくための普及啓発に取り組みます。

(11) 性的指向、性自認を理由とする偏見や差別

<現状と課題>

同性愛や両性愛といった性的指向に関する偏見から、場合によっては職場を追われるなど、社会生活のさまざまな場面で人権上の問題が発生しています。また、性自認に関する偏見から、からだの性とこころの性が一致していない人が、周囲の心ない好奇の目にさらされたり、職場などで不適切な取扱いを受けたりするなど、社会生活のさまざまな場面で人権上の問題が発生しています。

これらのいわゆる性的少数者に対する理解を深めるための教育・啓発により、偏見や差別をなくし、社会生活上の不利益を解消していくことが必要です。

<施策の方向>

○ 性的少数者についての啓発

町民に向けて、性的指向や性自認に対する正しい知識の普及・啓発に努め、すべての人が暮らしやすいまちづくりの推進を図ります。

(12) 災害(被災)にともなう人権問題

<現状と課題>

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災や、平成 28 年に発生した熊本地震などの予測できない自然災害によって、未曾有の被害がもたらされました。被災した人々が差別を受けたり、風評被害を受けたりと、大震災に起因する新たな人権問題が発生しています。とりわけ、福島第一原子力発電所事故では、被災地からの避難者に対するいじめなど大きな問題となりました。

一人一人が震災の記憶を風化させることなく、正しい知識と思いやりの心を持って問題を解決していくとともに、新たな人権問題の発生を防止していくことに努めなければなりません。

また、高齢者や障がいのある人、妊産婦、子ども、外国人など、「災害弱者」とされる人々は、災害発生時の避難や発生後の避難生活において、より多くの困難を抱えるため、特別な援助や配慮が必要になります。どのような問題が起き、どのような対応が必要になるのか、日頃から人と人とのつながりを意識して、正しい知識と思いやりの心を持つことが大切です。

<施策の方向>

○ 災害(被災)にともなう人権課題の啓発等

被災者、被災地に対する差別や人権侵害を起こさないよう啓発を推進するとともに、「災害弱者」に対する正しい理解と思いやりの心の醸成に向けた取り組みを進めます。

(13) 働く人の人権

<現状と課題>

やりがいと充実感を感じながら仕事上の責任を果たしていくためには、誰もが安心して働ける職場環境が必要です。しかし、長時間労働や過重労働を強いる職場の存在により、健康を害したり、過労死や自殺に追い込まれたりする事案等は後を絶たず、大きな社会問題となっています。

また、非正規雇用が増加し、契約社員や派遣社員、アルバイト・パートタイマーなど、不安定な就労形態で生計を立てている人も増えています。さらには、職場におけるパワー・ハラスメントやセクシャル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなどの問題も、人権課題として大きく取り上げられるようになってきました。

国においては、「一億総活躍プラン」が平成28年に閣議決定され、「働き方改革」が示されました。同一労働同一賃金の実現など非正規雇用の待遇改善、長時間労働の是正、高齢者の就労促進などが明記されています。

町民意識調査によると、関心のある人権問題について、「働く人の権利に関する問題」が14.3%と、「障がいのある人の人権」の16.6%に次いで高い数字となっています。また、働く人の人権に関し問題があると思うことについては、「休暇制度があっても取れないような実態がある」が26.5%、「長時間労働が常態化して、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が保てない」が22.3%、「非正規雇用の割合が高くなり、待遇の差が大きくなっている」が20.5%と、いずれも高い問題意識が示されました。

<施策の方向>

○ 企業等の事業所や働く人への啓発

法令の遵守はもちろん、企業等の事業所の果たす社会的責任やモラルの啓発、働く人に対しては、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた意識啓発等を推進します。

(14) 転入、職業、外見などによる人権侵害

<現状と課題>

見た目や世間体が支配する社会では、自分たちが生活する社会以外のしきたりや風習を受け入れないなど、排他的傾向に陥りがちです。また、差別や偏見に遭遇する事象があった場合、これを改める努力をすることなく放置することは、身近な生活のなかに不合理を残し続けることとなります。

これらのことが、転入者等への排他的意識や、職業、外見などの違いによる偏見等を生じやすいことを認識するとともに、あらゆる差別の温存にも通ずることを認識する必要があります。

<施策の方向>

○ 人権文化の構築

「人が人を大切にする」「人が人に大切にされる」ということを自然に感じ、受け止め、行動に表すことが日常生活のなかに広く根づくような社会づくりや人づくりをめざす取り組みを推進します。

5. 人権啓発の総合的・効果的な推進

(1) 推進体制

この指針推進にあたって、町・教育委員会では、庁内の関係各課の相互連携を図り、全庁的に推進していきます。関係各課においては、この指針の趣旨を踏まえ、常に人権の視点に立ち、町の諸施策の積極的な推進を図ります。

また、町民による実践団体として、町や教育委員会と連携し各種の啓発活動に取り組んできた香美町人権教育研究協議会(香美人教)とは、今後も、更に連携を強化し、人権啓発を一体的に推進していきます。

なお、人権啓発の総合的・効果的な推進にあたっては、以下の視点や取り組みを念頭に置いて進めます。

① 人権を大切にする施策の推進

町と全関係機関が、あらゆる分野で人を大切にする施策を総合的・複合的に推進する体制を構築するとともに、さまざまな人権問題についての相談体制の充実を図ります。

② 町民が主体となる人権啓発の推進

人権文化を創造するためには、町民一人一人が、日々の暮らしのなかで主体的に人権について考えることが大切であり、町の関係機関や町内の事業所、団体などの主体的な取り組みを推進します。

③ 自主団体の育成・支援

本町においては、同和問題をはじめあらゆる差別の解消と、明るく住みよい地域社会をめざして、各種の取り組みが進められてきました。今後も、町や教育委員会では、町民が一体となって啓発に取り組む香美町人権教育研究協議会はもちろん、その他、人権に関連する各種団体等と連携し、その育成・支援に取り組んでいきます。

④ 学習環境の整備

町民が自主的・主体的に学習や社会参加活動などに取り組めるよう、環境整備の推進を図ります。

○ 生涯を通じた学習機会の提供

人々が充実した生活や豊かな人生を過ごすために、生涯にわたり学習する多様な機会を提供することがますます重要となっており、町民一人一人が主体的かつ体系的に学習できるような生涯学習体系の構築の推進を図ります。

○ 人権啓発を進めるためのリーダー・指導者の養成

人権啓発を推進するには、日常生活の身近な問題からみつめ直さなければなりません。それら身近な問題からの人権啓発を推進するための、リーダーや指導者の育成に努めます。

○ 人権啓発を進めるための学習方法の整備

人権啓発の推進にあたり、年齢や団体、地域などによってさまざまな学習ニーズがあるなかで、そのニーズを踏まえた学習プログラムを作成することが必要です。学習の方法として、講義型や参加体験型の手法を活用し、工夫を加えながら効果的に進めていくことが肝要です。

また、町が保有する学習教材・資料、ビデオ・図書などの積極的な情報提供を行い、町民の要望に応じた活用の推進を図ります。

○ ボランティア活動の促進

ボランティア活動は、福祉、保健・医療、青少年育成、教育、文化、スポーツ、地域振興、環境保全、国際交流、人権擁護などさまざまな領域があります。一人でも多くの町民が楽しく参加できるよう、体験の機会や情報の提供など、関係機関・団体が連携し活動の支援・振興に努めます。

(2) 関係機関との連携・協力

人権啓発を推進するにあたっては、国や県、関係機関・団体などと連携・協力を図るとともに、但馬内の各市町とも情報共有・連携を図るなど、広域的かつ有効に進めていきます。

(3) 施策の点検及び指針の見直し

人権啓発を総合的かつ効果的に推進するためには、長期的な視点に立ち取り組んでいく必要があります。このため、施策を絶えず点検し、その成果や課題を踏まえたより良い取り組みを構築するとともに、社会情勢の変化や新たな課題などへの対応を図るため、必要に応じて本指針の見直しを行っていきます。

参 考 資 料

○人権に関する町民意識調査

人権に関する町民意識調査

1. 調査の目的

人権に関する町民の意識や実態を把握し、香美町人権啓発推進指針策定のための基礎資料とするもの。

2. 調査の方法

調査期間 平成 31 年 2 月 22 日(発送)～3 月 10 日(回答期限)
 調査対象 平成 31 年 2 月現在、町内在住の満 18 歳以上の男女
 標本数 1,000 名
 標本抽出 住民基本台帳から、地区別、年齢別、男女別構成比率による無作為抽出
 調査方法 郵送による調査票の配布・回収

3. 調査票の回収

回収数 498 (回収率 49.8%)
 有効回収数 498 (有効回収率 49.8%)

回答者の構成

◇性別

項目	人数	構成比
男	165	33.1%
女	296	59.4%
答えたくない	14	2.8%
無回答	23	4.6%
合計	498	100.0%

◇年代

選択項目	人数	構成比
18～20歳代	22	4.4%
30歳代	25	5.0%
40歳代	61	12.2%
50歳代	73	14.7%
60歳代	129	25.9%
70歳以上	163	32.7%
無回答	25	5.0%
合計	498	100.0%

◇居住地

項目	人数	構成比
香住区	281	56.4%
村岡区	133	26.7%
小代区	57	11.4%
無回答	27	5.4%
合計	498	100.0%

4. 調査の結果

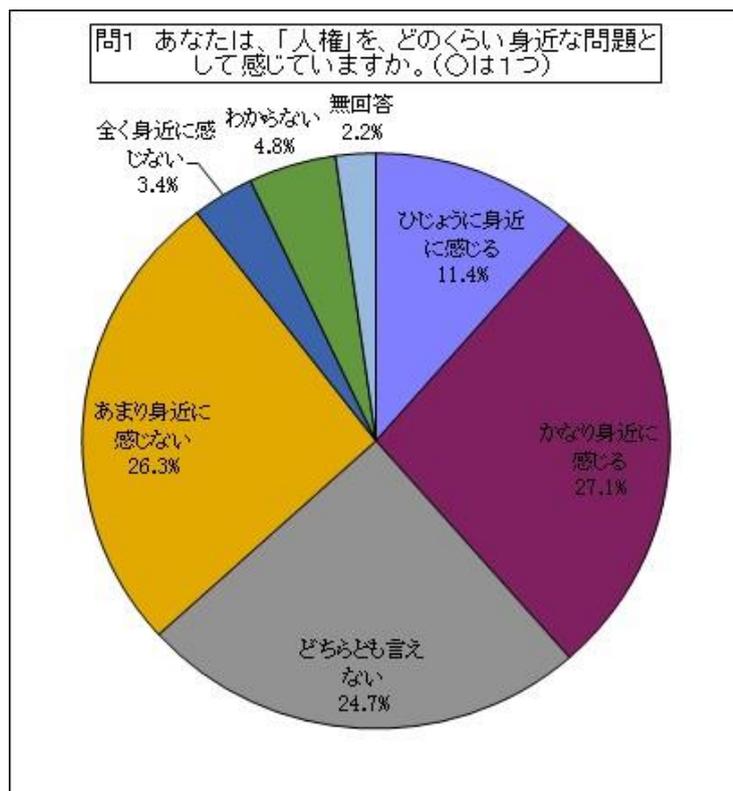
「人権に関する町民意識調査結果」参照

《人権に関する町民意識調査結果》

1. 人権に関する意識について

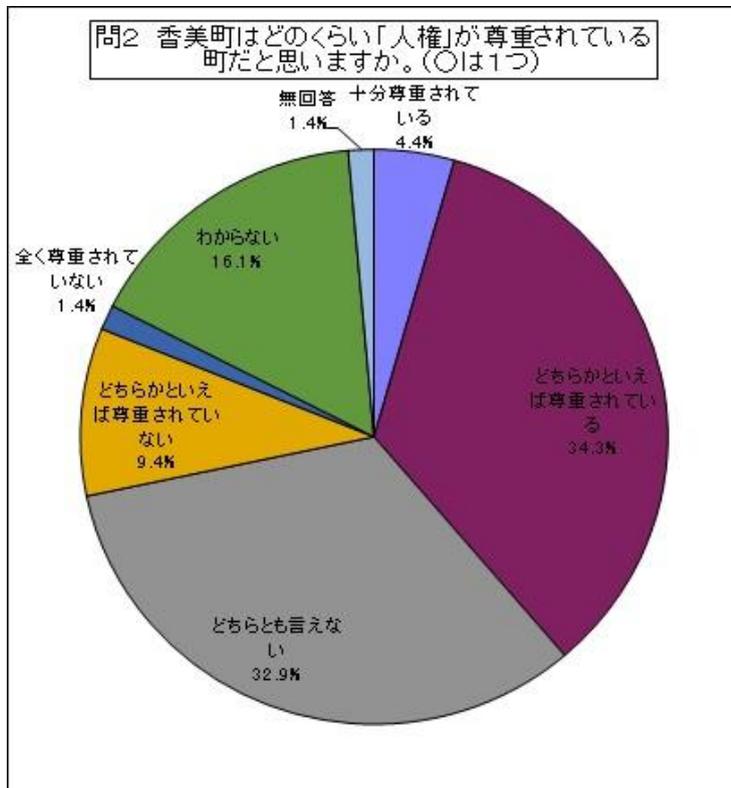
問1 あなたは、「人権」を、どのくらい身近な問題として感じていますか。(〇は1つ)

	人数	構成比
1. ひじょうに身近に感じる	57	11.4%
2. かなり身近に感じる	135	27.1%
3. どちらとも言えない	123	24.7%
4. あまり身近に感じない	131	26.3%
5. 全く身近に感じない	17	3.4%
6. わからない	24	4.8%
無回答	11	2.2%
合計	498	100.0%



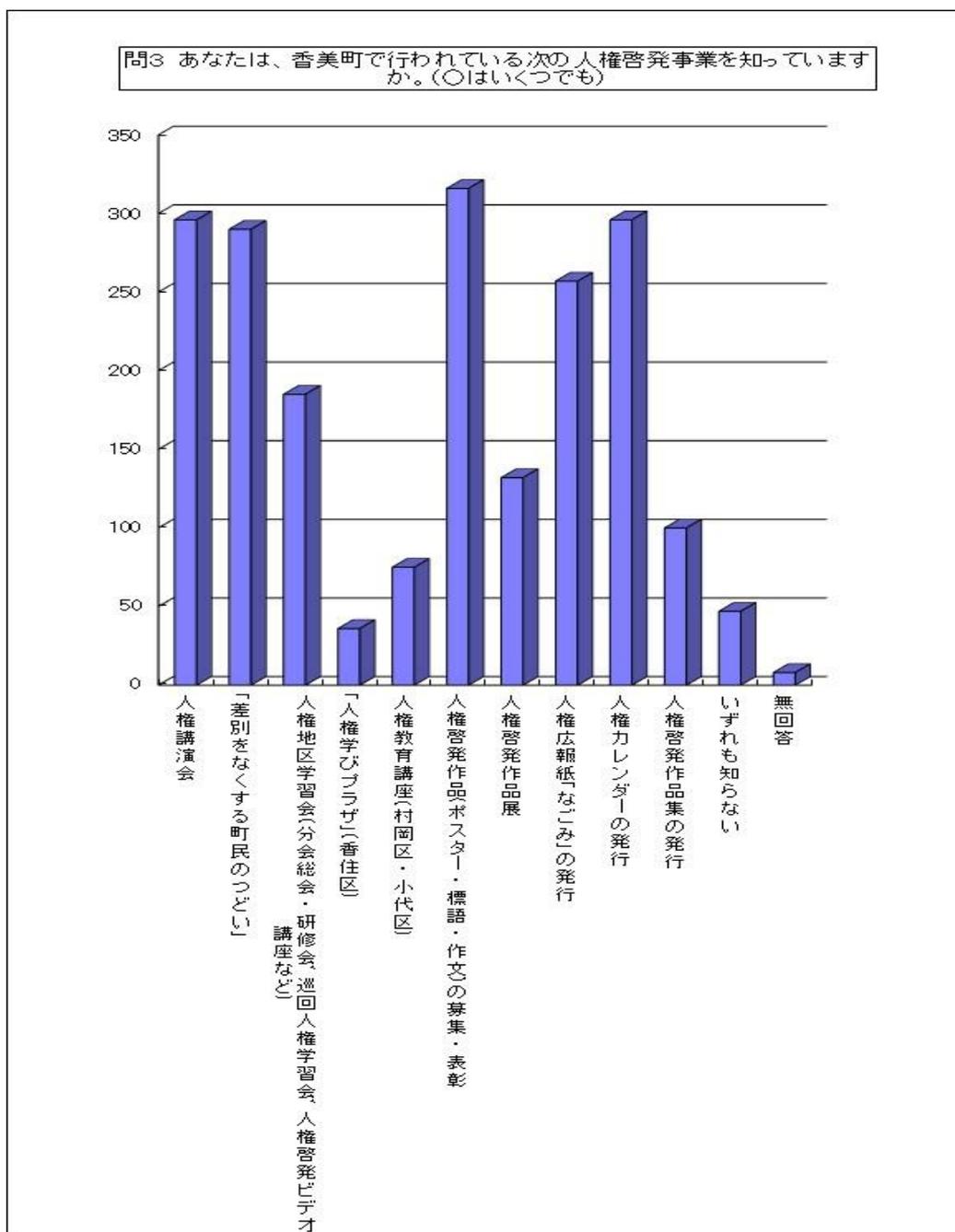
問2 香美町はどのくらい「人権」が尊重されている町だと思いますか。(○は1つ)

	人数	構成比
1. 十分尊重されている	22	4.4%
2. どちらかといえば尊重されている	171	34.3%
3. どちらとも言えない	164	32.9%
4. どちらかといえば尊重されていない	47	9.4%
5. 全く尊重されていない	7	1.4%
6. わからない	80	16.1%
無回答	7	1.4%
合計	498	100.0%



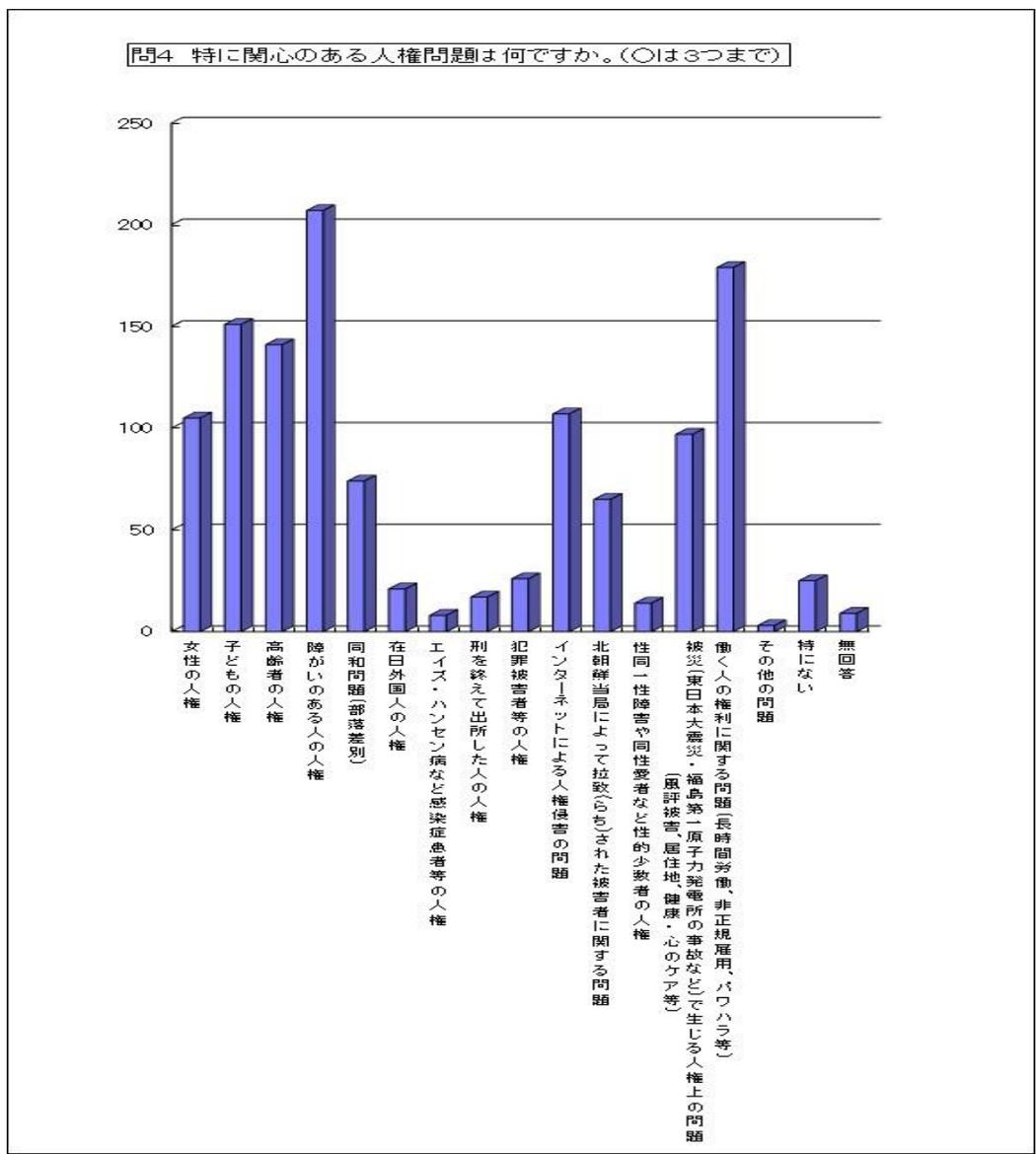
問3 あなたは、香美町で行われている次の人権啓発事業を知っていますか。(○はいくつでも)

	人数	構成比
1. 人権講演会	296	14.5%
2. 「差別をなくする町民のつどい」	290	14.2%
3. 人権地区学習会(分会総会・研修会、巡回人権学習会、人権啓発ビデオ講座など)	185	9.1%
4. 「人権学びプラザ」(香住区)	36	1.8%
5. 人権教育講座(村岡区・小代区)	75	3.7%
6. 人権啓発作品(ポスター・標語・作文)の募集・表彰	316	15.5%
7. 人権啓発作品展	132	6.5%
8. 人権広報紙「なごみ」の発行	257	12.6%
9. 人権カレンダーの発行	296	14.5%
10. 人権啓発作品集の発行	100	4.9%
11. いずれも知らない	47	2.3%
無回答	8	0.4%
合計	2,038	100.0%



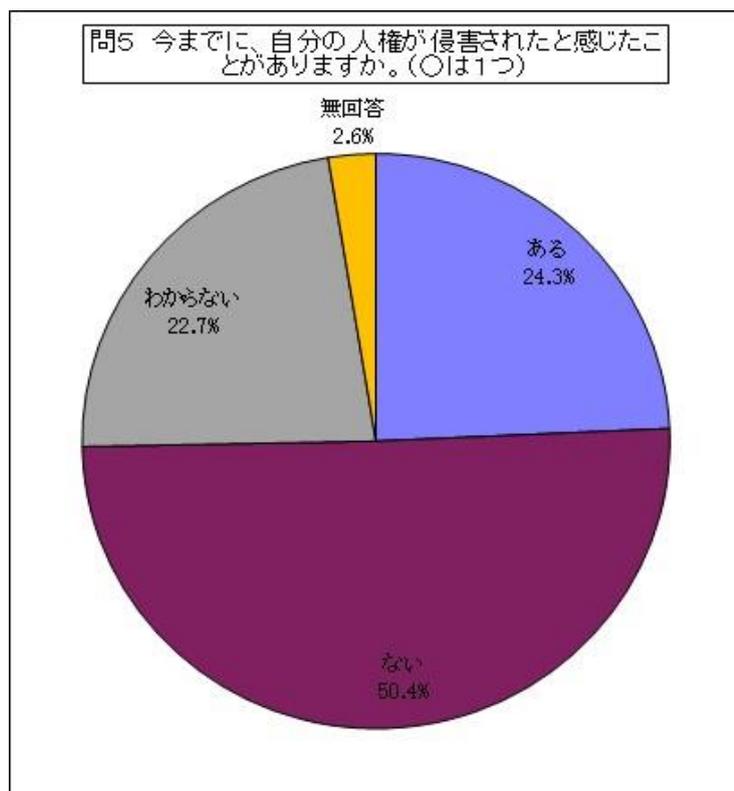
問4 特に関心のある人権問題は何ですか。(〇は3つまで)

	人数	構成比
1. 女性の人権	105	8.4%
2. 子どもの人権	151	12.1%
3. 高齢者の人権	141	11.3%
4. 障がいのある人の人権	207	16.6%
5. 同和問題(部落差別)	74	5.9%
6. 在日外国人の人権	21	1.7%
7. エイズ・ハンセン病など感染症患者等の人権	8	0.6%
8. 刑を終えて出所した人の人権	17	1.4%
9. 犯罪被害者等の人権	26	2.1%
10. インターネットによる人権侵害の問題	107	8.6%
11. 北朝鮮当局によって拉致(らち)された被害者に関する問題	65	5.2%
12. 性同一性障害や同性愛者など性的少数者の人権	14	1.1%
13. 被災(東日本大震災・福島第一原子力発電所の事故など)で生じる人権上の問題(風評被害、居住地、健康・心のケア等)	97	7.8%
14. 働く人の権利に関する問題(長時間労働、非正規雇用、パワハラ等)	179	14.3%
15. その他の問題	3	0.2%
16. 特にない	25	2.0%
無回答	9	0.7%
合計	1,249	100.0%



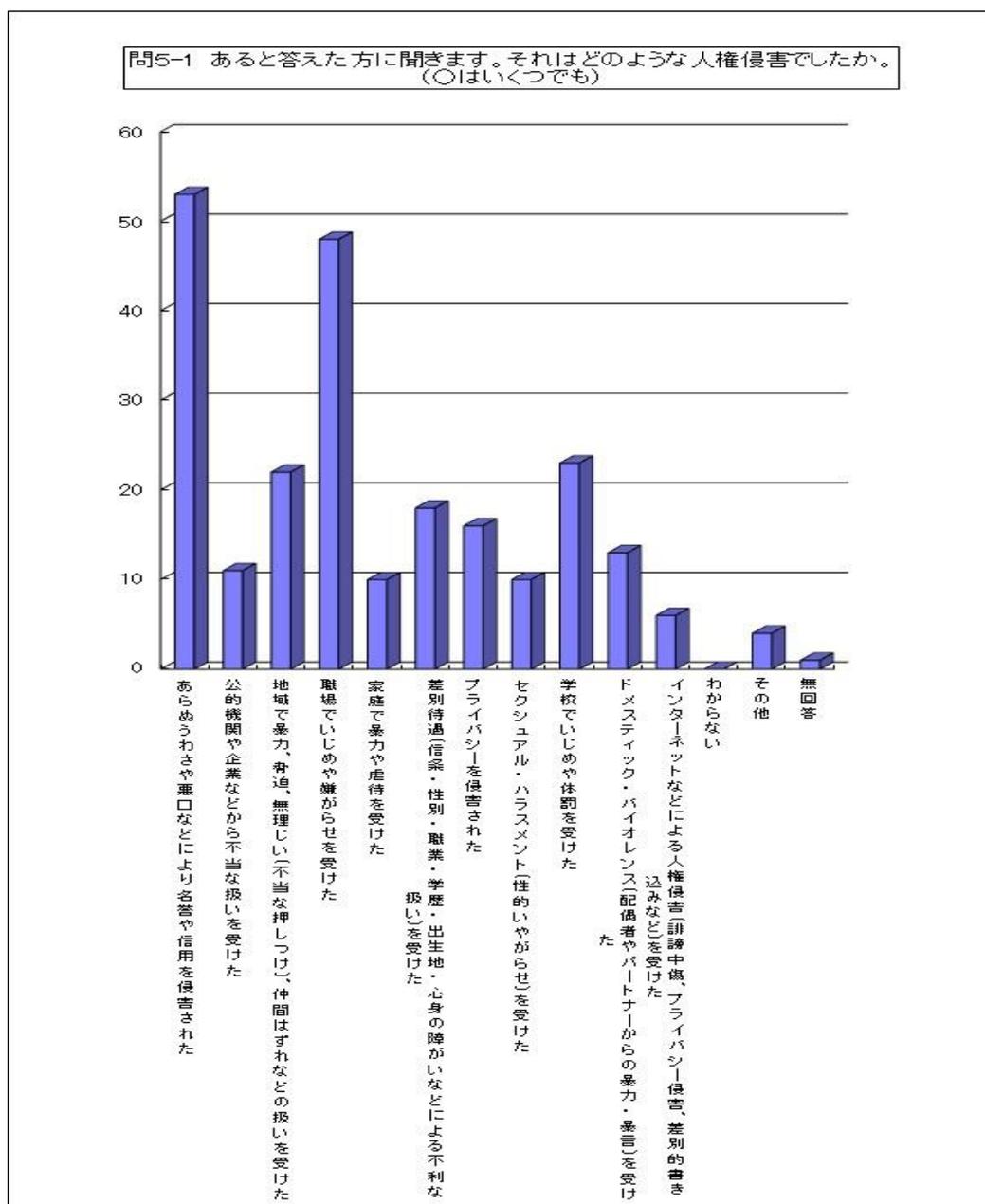
問5 今までに、自分の人権が侵害されたと感じたことがありますか。(〇は1つ)

	人数	構成比
1. ある	121	24.3%
2. ない	251	50.4%
3. わからない	113	22.7%
4. 無回答	13	2.6%
合計	498	100.0%



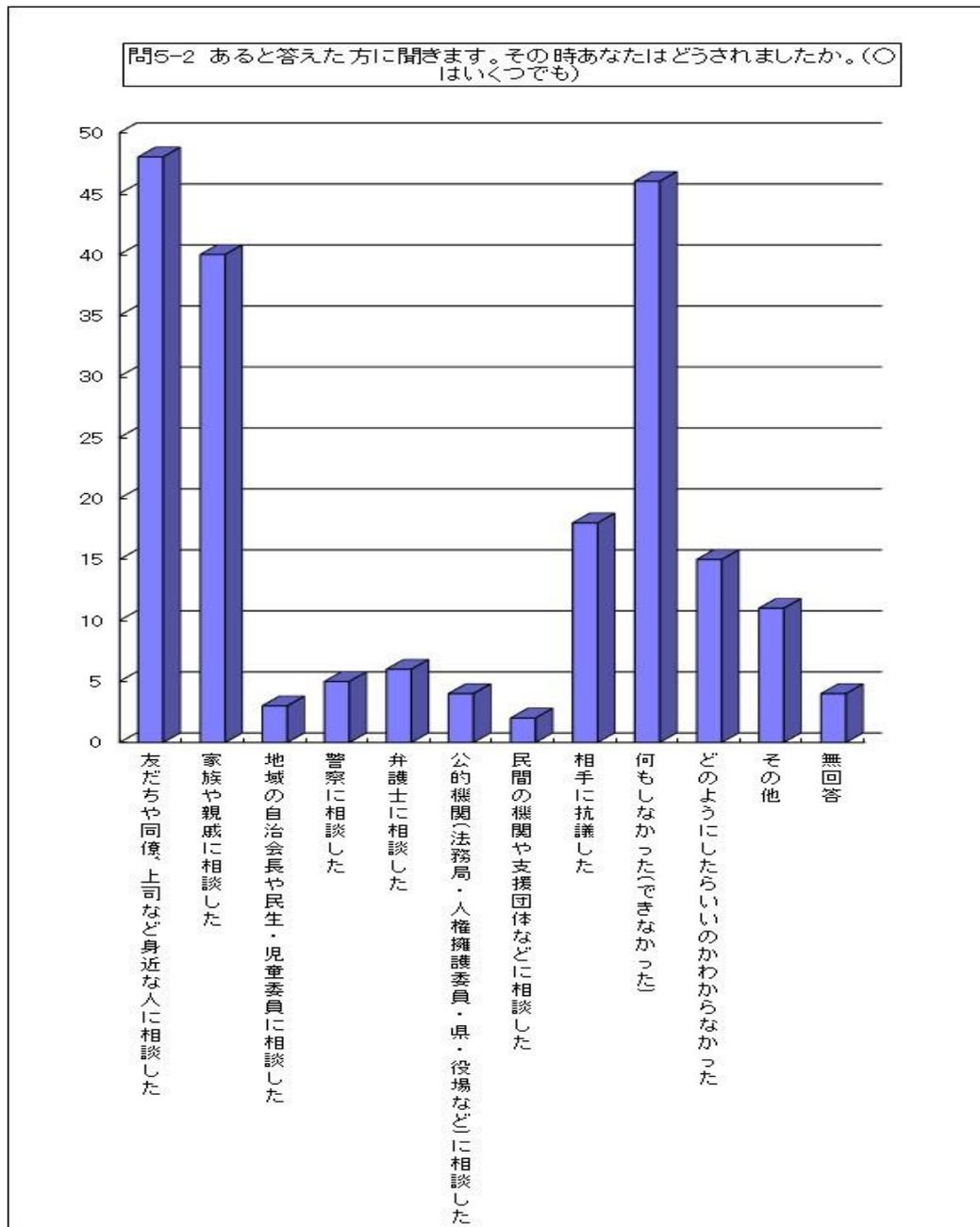
問5-1 あると答えた方に聞きます。それはどのような人権侵害でしたか。(〇はいくつでも)

	人数	構成比
1. あらぬうわさや悪口などにより名誉や信用を侵害された	53	22.6%
2. 公的機関や企業などから不当な扱いを受けた	11	4.7%
3. 地域で暴力、脅迫、無理じい(不当な押しつけ)、仲間はずれなどの扱いを受けた	22	9.4%
4. 職場でいじめや嫌がらせを受けた	48	20.4%
5. 家庭で暴力や虐待を受けた	10	4.3%
6. 差別待遇(信条・性別・職業・学歴・出生地・心身の障がいなどによる不利な扱い)を受けた	18	7.7%
7. プライバシーを侵害された	16	6.8%
8. セクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ)を受けた	10	4.3%
9. 学校でいじめや体罰を受けた	23	9.8%
10. ドメスティック・バイオレンス(配偶者やパートナーからの暴力・暴言)を受けた	13	5.5%
11. インターネットなどによる人権侵害(誹謗中傷、プライバシー侵害、差別的書き込みなど)を受けた	6	2.6%
12. わからない	0	0.0%
13. その他	4	1.7%
無回答	1	0.4%
合計	235	100.0%



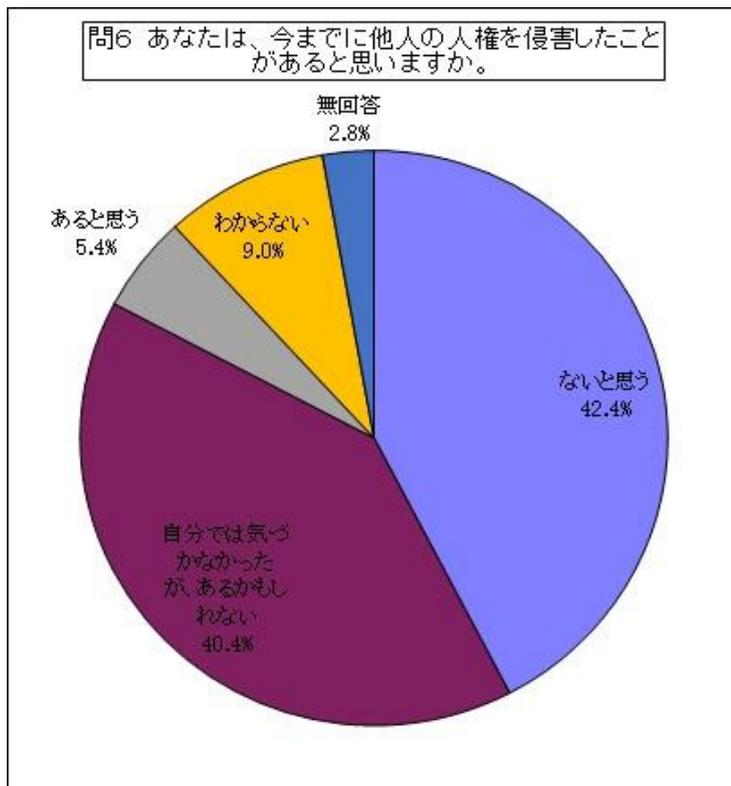
問5-2 あると答えた方に聞きます。その時あなたはこうされましたか。(〇はいくつでも)

	人数	構成比
1. 友だちや同僚、上司など身近な人に相談した	48	23.8%
2. 家族や親戚に相談した	40	19.8%
3. 地域の自治会長や民生・児童委員に相談した	3	1.5%
4. 警察に相談した	5	2.5%
5. 弁護士に相談した	6	3.0%
6. 公的機関(法務局・人権擁護委員・県・役場など)に相談した	4	2.0%
7. 民間の機関や支援団体などに相談した	2	1.0%
8. 相手に抗議した	18	8.9%
9. 何もしなかった(できなかった)	46	22.8%
10. どのようにしたらいいのかわからなかった	15	7.4%
11. その他	11	5.4%
無回答	4	2.0%
合計	202	100.0%



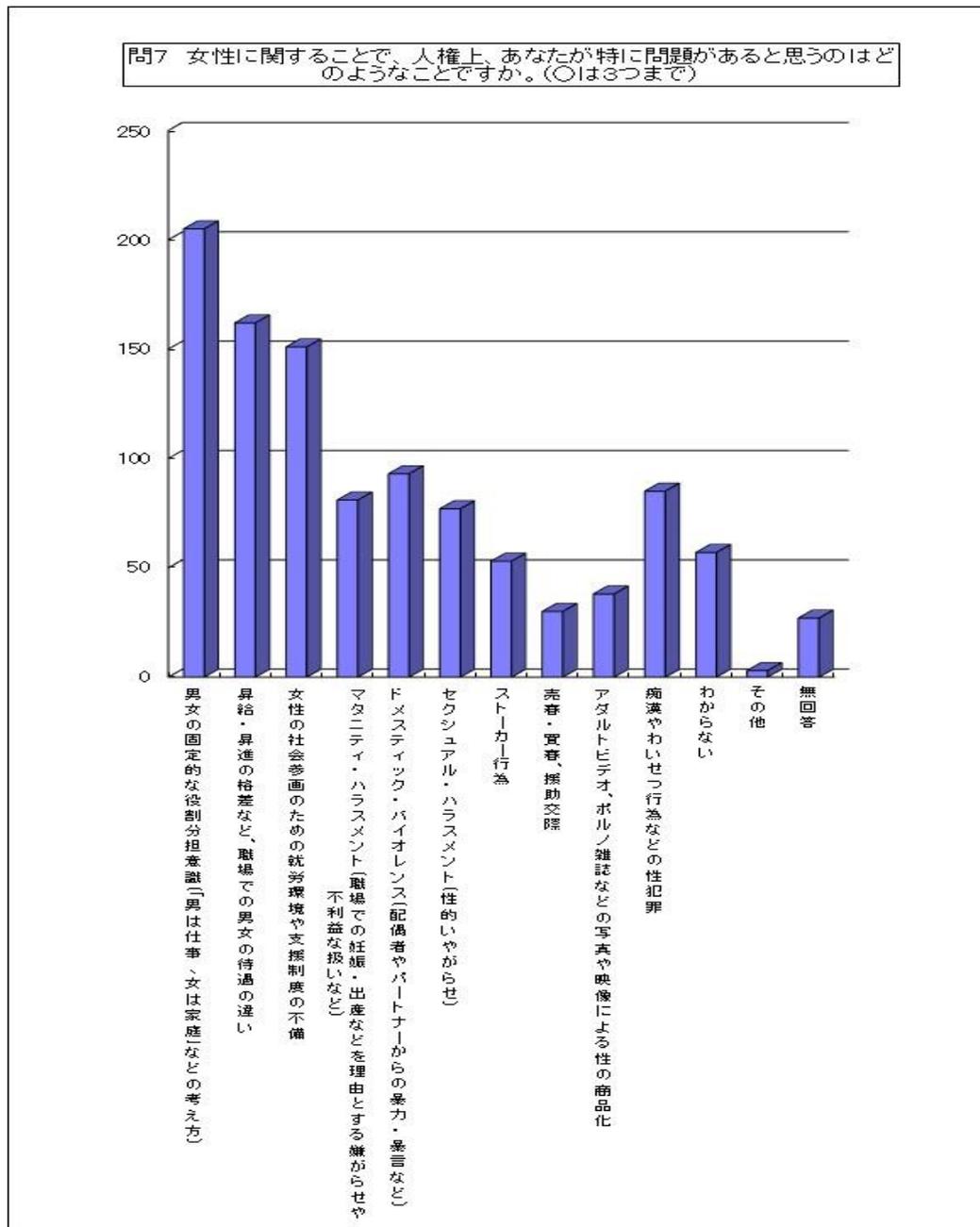
問6 あなたは、今までに他人の人権を侵害したことがあると思いますか。

	人数	構成比
1. ないと思う	211	42.4%
2. 自分では気づかなかったが、あるかもしれない	201	40.4%
3. あると思う	27	5.4%
4. わからない	45	9.0%
無回答	14	2.8%
合計	498	100.0%



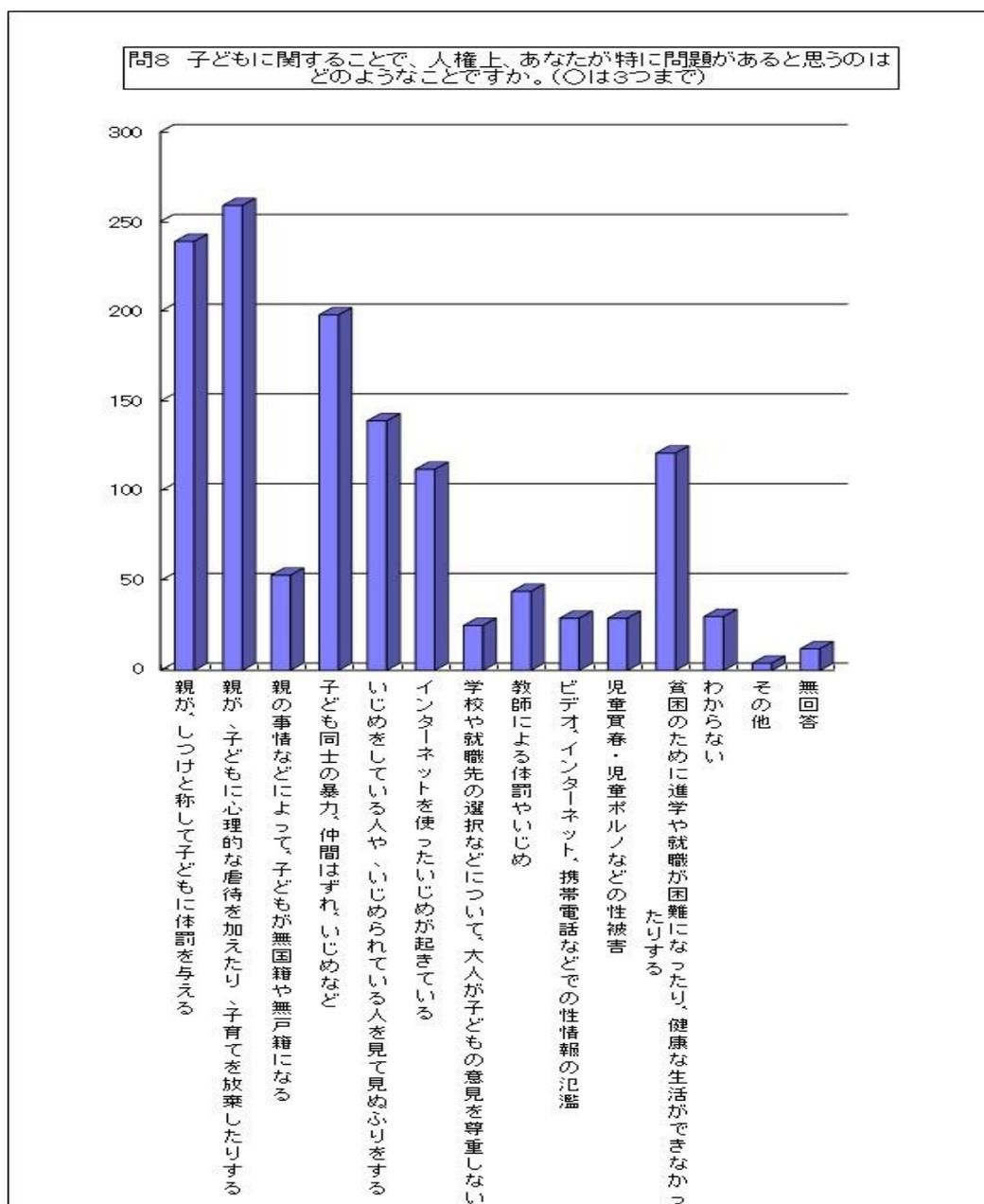
問7 女性に関することで、人権上、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。(〇は3つまで)

	人数	構成比
1. 男女の固定的な役割分担意識(「男は仕事、女は家庭」などの考え方)	205	19.3%
2. 昇給・昇進の格差など、職場での男女の待遇の違い	162	15.3%
3. 女性の社会参画のための就労環境や支援制度の不備	151	14.2%
4. マタニティ・ハラスメント(職場での妊娠・出産などを理由とする嫌がらせや不利益な扱いなど)	81	7.6%
5. ドメスティック・バイオレンス(配偶者やパートナーからの暴力・暴言など)	93	8.8%
6. セクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ)	77	7.3%
7. ストーカー行為	53	5.0%
8. 売春・買春、援助交際	30	2.8%
9. アダルトビデオ、ポルノ雑誌などの写真や映像による性の商品化	38	3.6%
10. 痴漢やわいせつ行為などの性犯罪	85	8.0%
11. わからない	57	5.4%
12. その他	3	0.3%
無回答	27	2.5%
合計	1,062	100.0%



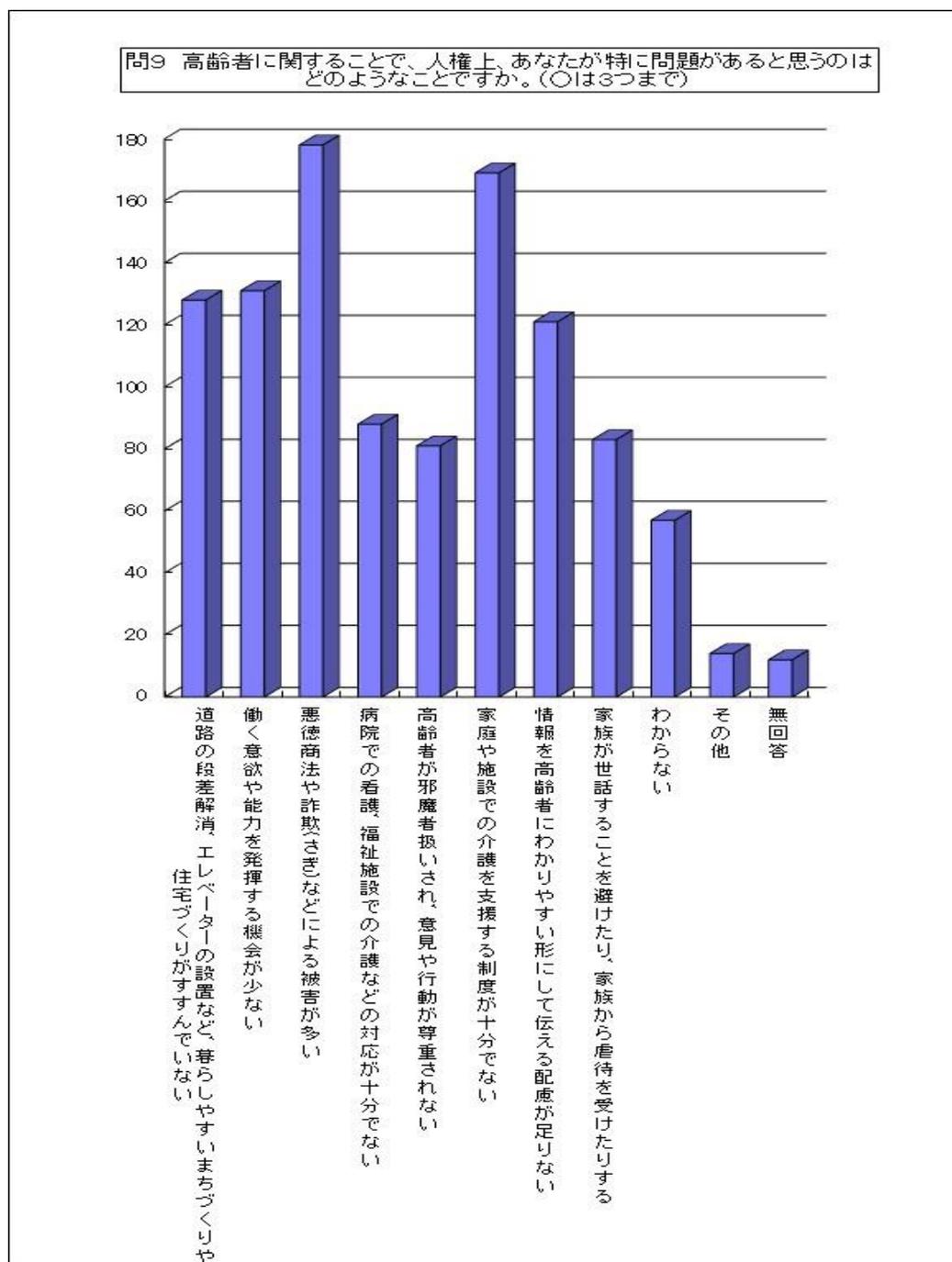
問8 子どもに関することで、人権上、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。(〇は3つまで)

	人数	構成比
1. 親が、しつこく称して子どもに体罰を与える	239	18.5%
2. 親が、子どもに心理的な虐待を加えたり、子育てを放棄したりする	259	20.0%
3. 親の事情などによって、子どもが無国籍や無戸籍になる	53	4.1%
4. 子ども同士の暴力、仲間はずれ、いじめなど	198	15.3%
5. いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする	139	10.7%
6. インターネットを使ったいじめが起きている	112	8.7%
7. 学校や就職先の選択などについて、大人が子どもの意見を尊重しない	25	1.9%
8. 教師による体罰やいじめ	44	3.4%
9. ビデオ、インターネット、携帯電話などでの性情報の氾濫	29	2.2%
10. 児童買春・児童ポルノなどの性被害	29	2.2%
11. 貧困のために進学や就職が困難になったり、健康な生活ができなかったりする	121	9.4%
12. わからない	30	2.3%
13. その他	4	0.3%
無回答	12	0.9%
合計	1,294	100.0%



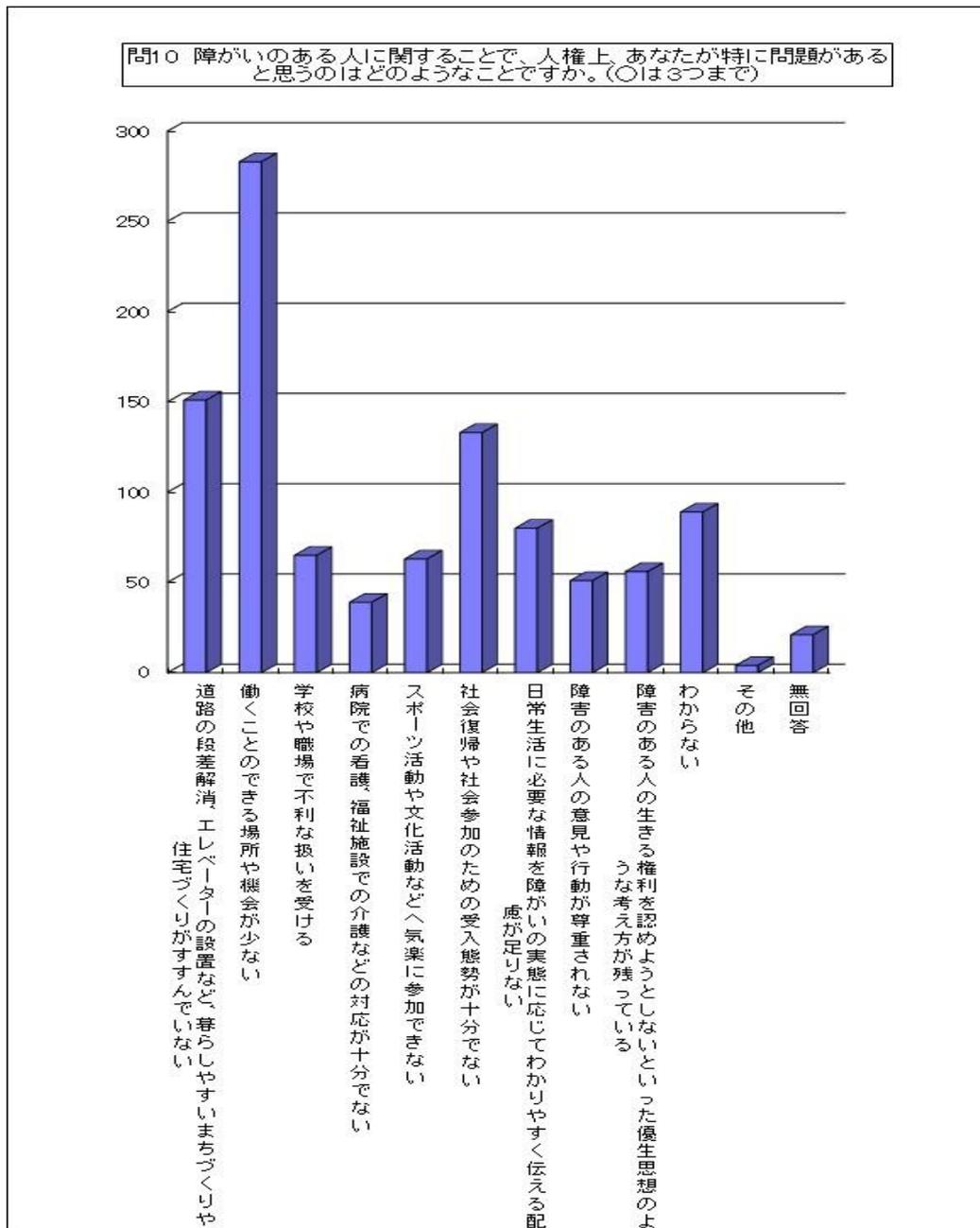
問9 高齢者に関することで、人権上、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。(〇は3つまで)

	人数	構成比
1. 道路の段差解消、エレベーターの設置など、暮らしやすいまちづくりや住宅づくりがすすんでいない	128	12.1%
2. 働く意欲や能力を發揮する機会が少ない	131	12.3%
3. 悪徳商法や詐欺(さぎ)などによる被害が多い	178	16.8%
4. 病院での看護、福祉施設での介護などの対応が十分でない	88	8.3%
5. 高齢者が邪魔者扱いされ、意見や行動が尊重されない	81	7.6%
6. 家庭や施設での介護を支援する制度が十分でない	169	15.9%
7. 情報を高齢者にわかりやすい形にして伝える配慮が足りない	121	11.4%
8. 家族が世話することを避けたり、家族から虐待を受けたりする	83	7.8%
9. わからない	57	5.4%
10. その他	14	1.3%
無回答	12	1.1%
合計	1,062	100.0%



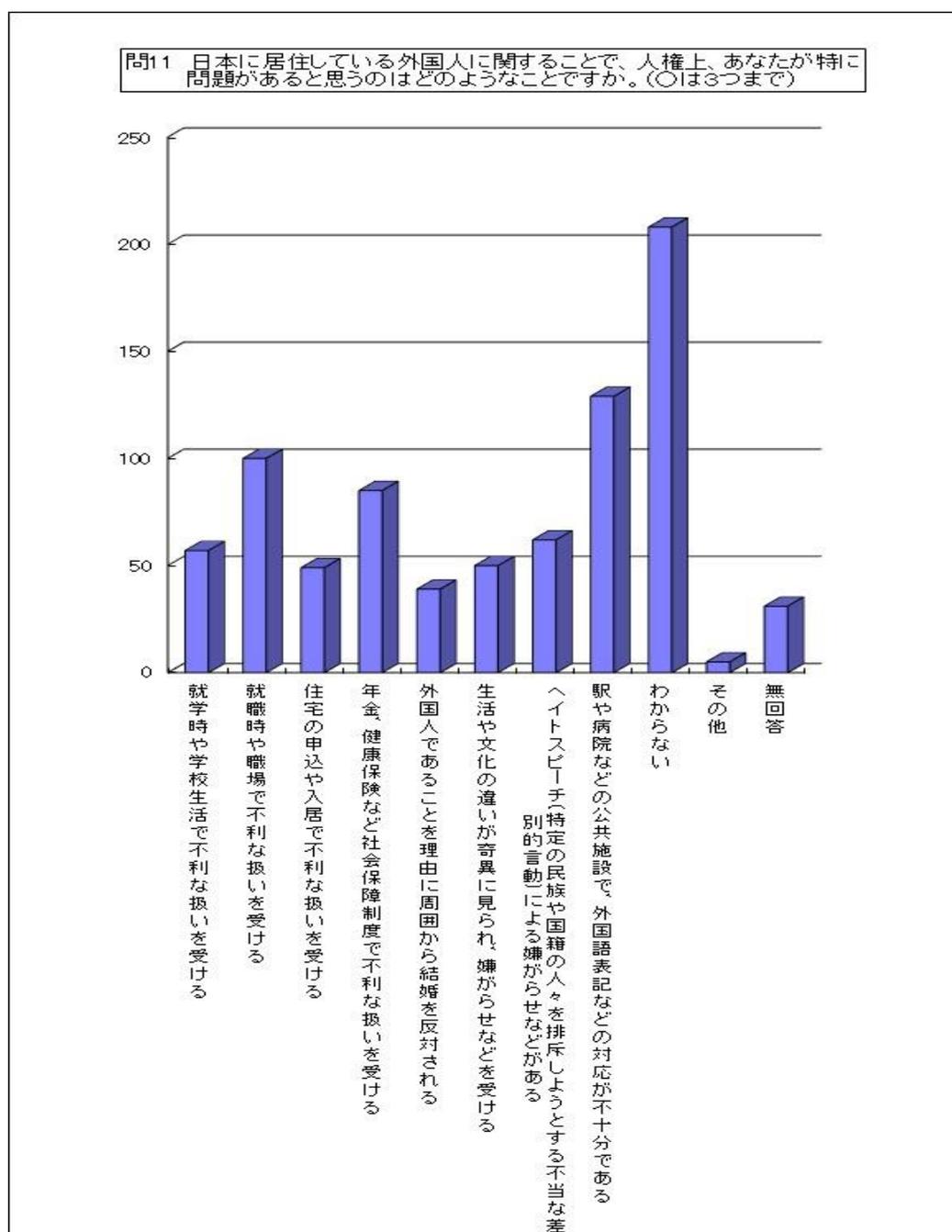
問10 障がいのある人に関することで、人権上、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。
(〇は3つまで)

	人数	構成比
1. 道路の段差解消、エレベーターの設置など、暮らしやすいまちづくりや住宅づくりがすすんでいない	151	14.6%
2. 働くことのできる場所や機会が少ない	283	27.3%
3. 学校や職場で不利な扱いを受ける	65	6.3%
4. 病院での看護、福祉施設での介護などの対応が十分でない	39	3.8%
5. スポーツ活動や文化活動などへ気楽に参加できない	63	6.1%
6. 社会復帰や社会参加のための受入態勢が十分でない	133	12.9%
7. 日常生活に必要な情報を障がいの実態に応じてわかりやすく伝える配慮が足りない	80	7.7%
8. 障害のある人の意見や行動が尊重されない	51	4.9%
9. 障害のある人の生きる権利を認めようとしないうといった優生思想のような考え方が残っている	56	5.4%
10. わからない	89	8.6%
11. その他	4	0.4%
無回答	21	2.0%
合計	1,035	100.0%



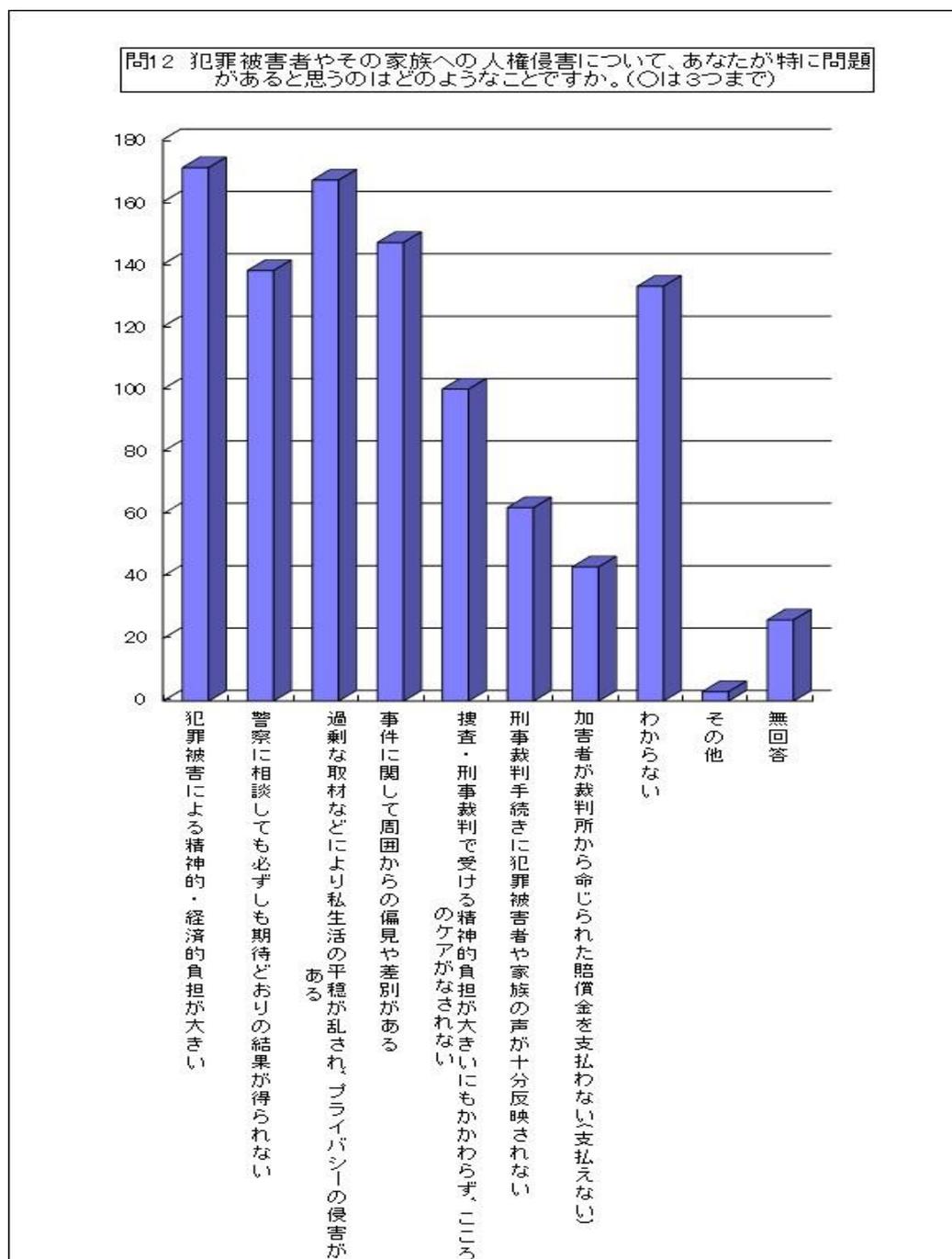
問11 日本に居住している外国人に関することで、人権上、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。
(〇は3つまで)

	人数	構成比
1. 就学時や学校生活で不利な扱いを受ける	57	7.0%
2. 就職時や職場で不利な扱いを受ける	100	12.3%
3. 住宅の申込や入居で不利な扱いを受ける	49	6.0%
4. 年金、健康保険など社会保障制度で不利な扱いを受ける	85	10.4%
5. 外国人であることを理由に周囲から結婚を反対される	39	4.8%
6. 生活や文化の違いが奇異に見られ、嫌がらせなどを受ける	50	6.1%
7. ヘイトスピーチ(特定の民族や国籍の人々を排斥しようとする不当な差別的言動)による嫌がらせなどがある	62	7.6%
8. 駅や病院などの公共施設で、外国語表記などの対応が不十分である	129	15.8%
9. わからない	208	25.5%
10. その他	5	0.6%
11. 無回答	31	3.8%
合計	815	100.0%



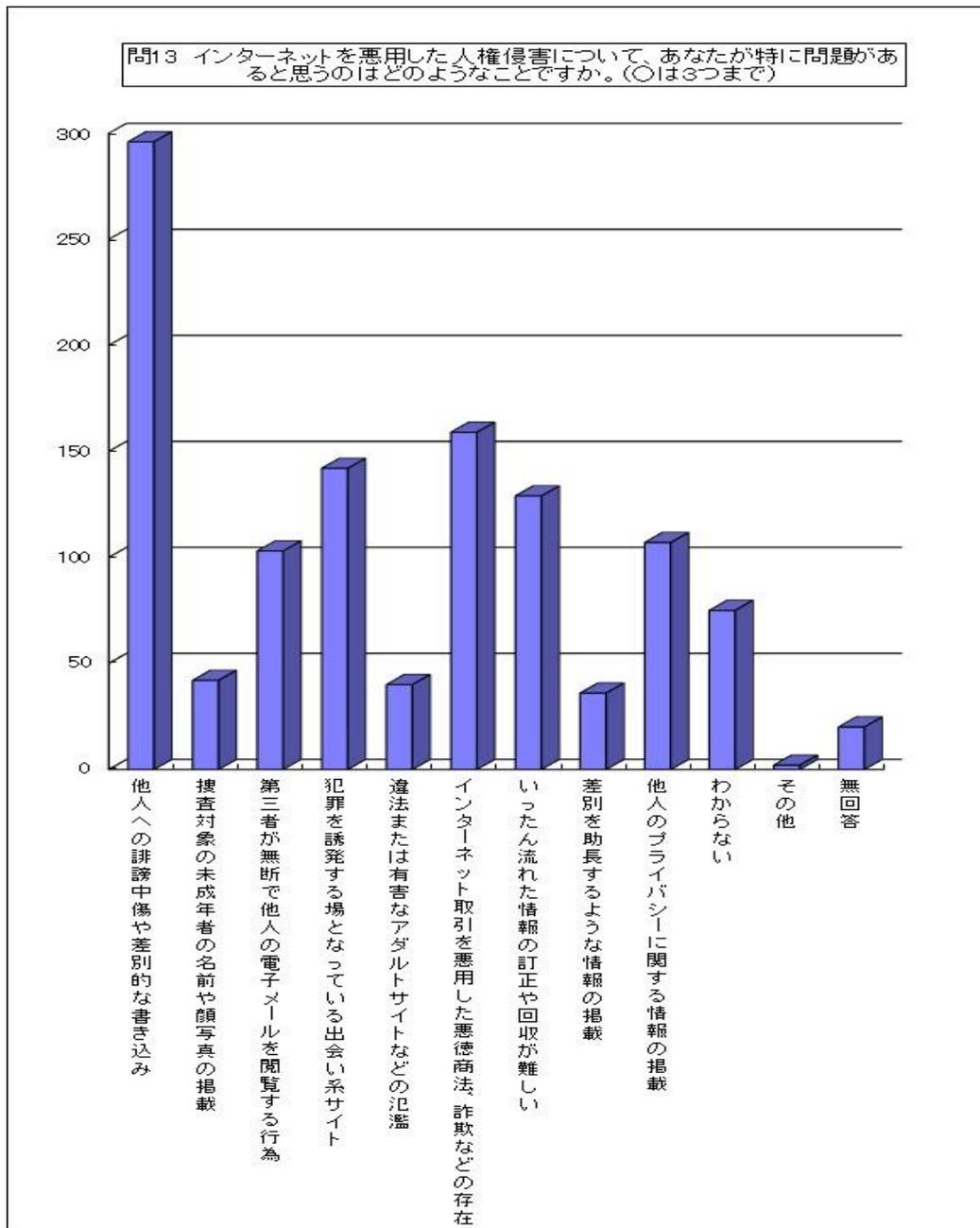
問12 犯罪被害者やその家族への人権侵害について、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。
(〇は3つまで)

	人数	構成比
1. 犯罪被害による精神的・経済的負担が大きい	171	17.3%
2. 警察に相談しても必ずしも期待どおりの結果が得られない	138	13.9%
3. 過剰な取材などにより私生活の平穏が乱され、プライバシーの侵害がある	167	16.9%
4. 事件に関して周囲からの偏見や差別がある	147	14.8%
5. 捜査・刑事裁判で受ける精神的負担が大きいにもかかわらず、こころのケアがなされな	100	10.1%
6. 刑事裁判手続きに犯罪被害者や家族の声が十分反映されない	62	6.3%
7. 加害者が裁判所から命じられた賠償金を支払わない(支払えない)	43	4.3%
8. わからない	133	13.4%
9. その他	3	0.3%
無回答	26	2.6%
合計	990	100.0%



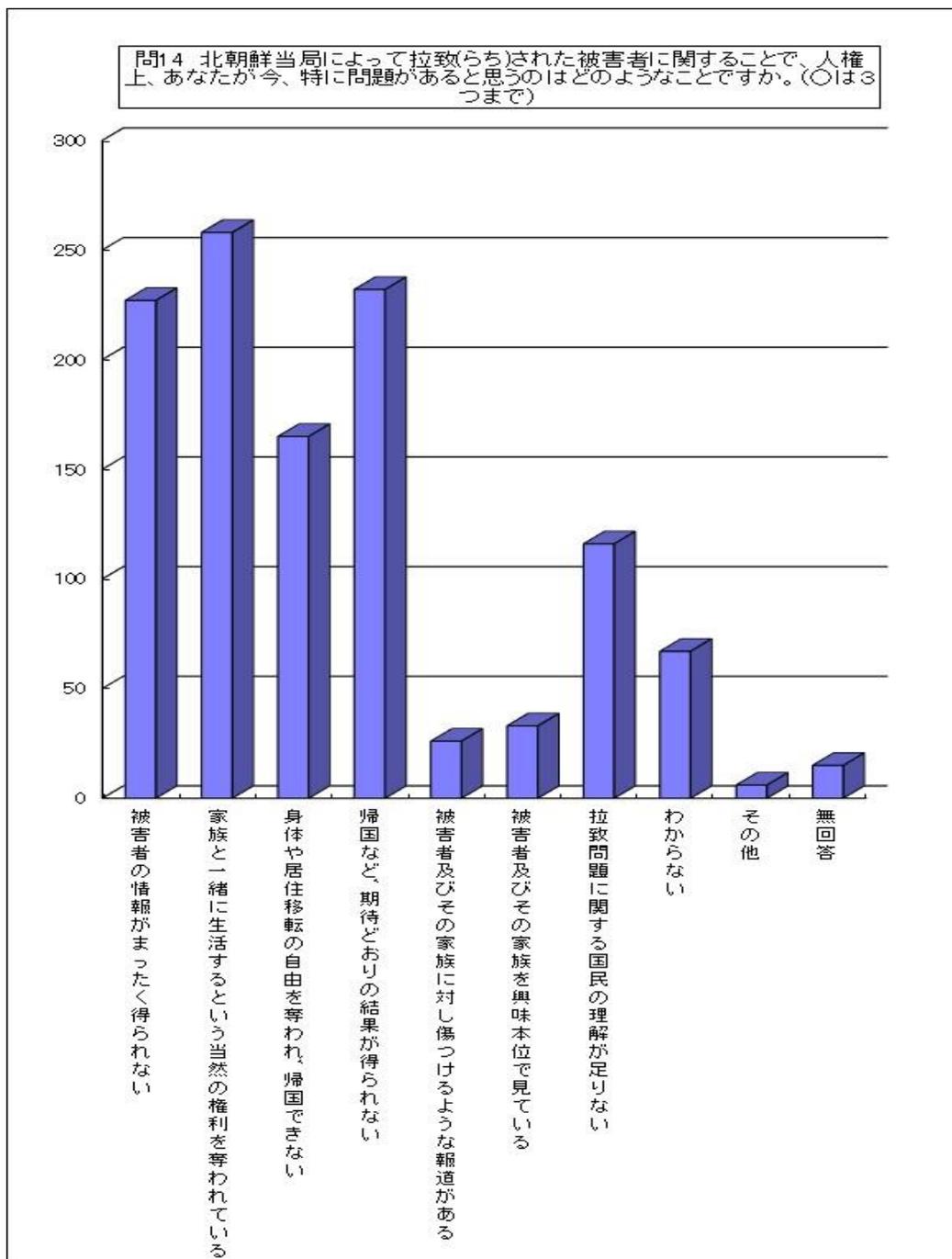
問13 インターネットを悪用した人権侵害について、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。
 (〇は3つまで)

	人数	構成比
1. 他人への誹謗中傷や差別的な書き込み	296	25.7%
2. 捜査対象の未成年者の名前や顔写真の掲載	42	3.6%
3. 第三者が無断で他人の電子メールを閲覧する行為	103	8.9%
4. 犯罪を誘発する場となっている出会い系サイト	142	12.3%
5. 違法または有害なアダルトサイトなどの氾濫	40	3.5%
6. インターネット取引を悪用した悪徳商法、詐欺などの存在	159	13.8%
7. いったん流れた情報の訂正や回収が難しい	129	11.2%
8. 差別を助長するような情報の掲載	36	3.1%
9. 他人のプライバシーに関する情報の掲載	107	9.3%
10. わからない	75	6.5%
11. その他	2	0.2%
無回答	20	1.7%
合計	1,151	100.0%



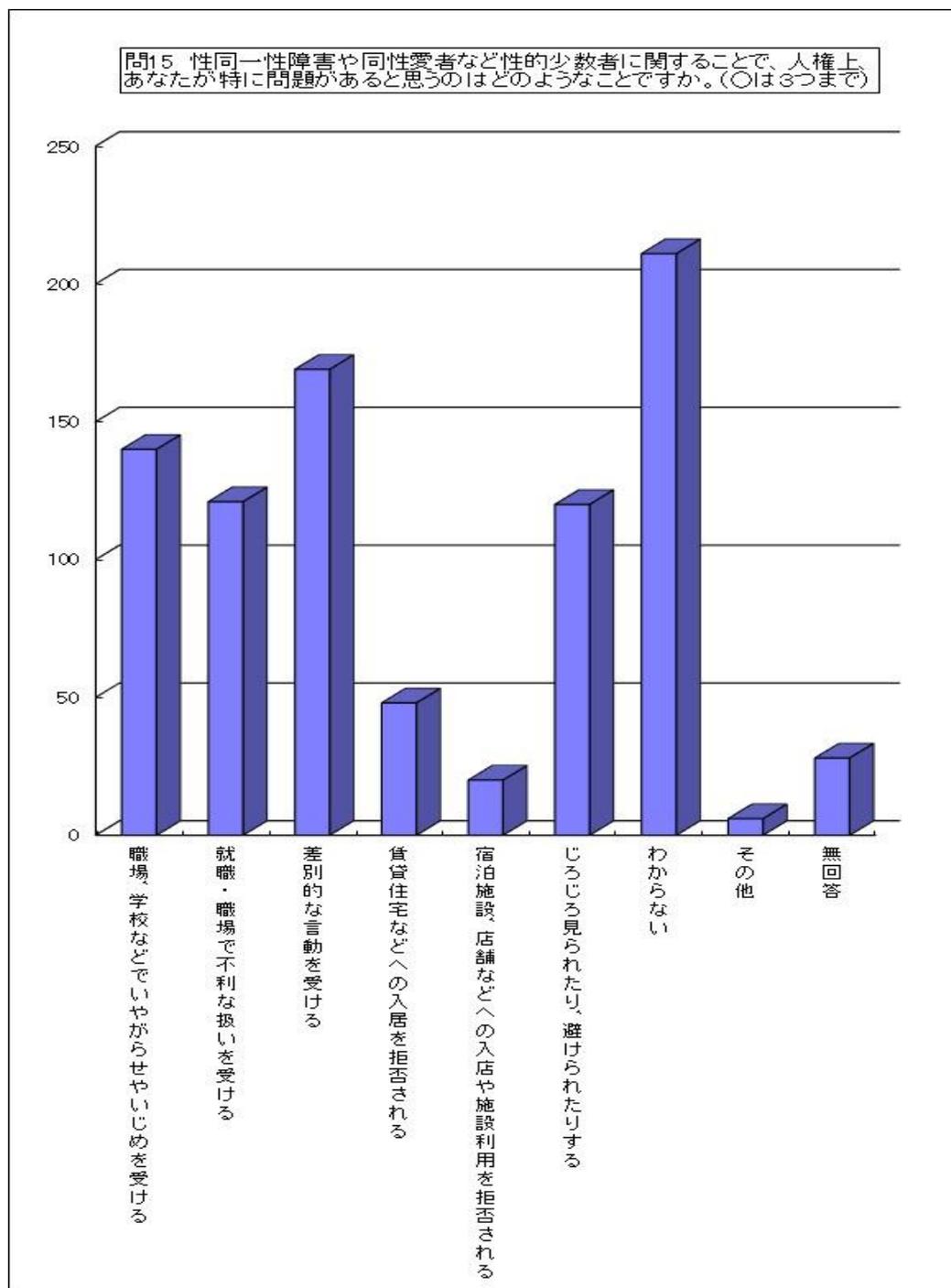
問14 北朝鮮当局によって拉致(らち)された被害者に関する事で、人権上、あなたが今、特に問題があると思うのはどのようなことですか。(〇は3つまで)

	人数	構成比
1. 被害者の情報がまったく得られない	227	19.8%
2. 家族と一緒に生活するという当然の権利を奪われている	258	22.5%
3. 身体や居住移転の自由を奪われ、帰国できない	165	14.4%
4. 帰国など、期待どおりの結果が得られない	232	20.3%
5. 被害者及びその家族に対し傷つけるような報道がある	26	2.3%
6. 被害者及びその家族を興味本位で見ている	33	2.9%
7. 拉致問題に関する国民の理解が足りない	116	10.1%
8. わからない	67	5.9%
9. その他	6	0.5%
無回答	15	1.3%
合計	1145	100.0%



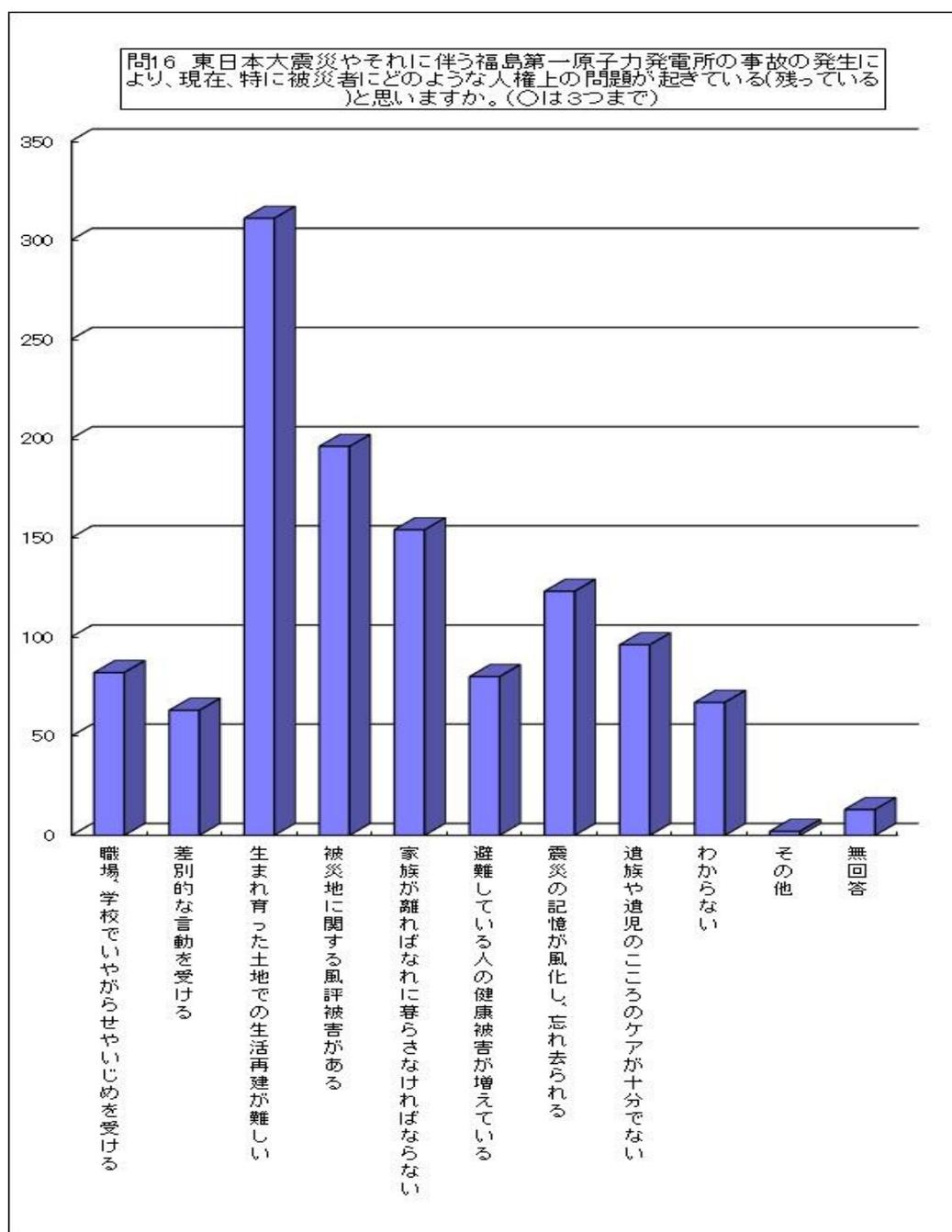
問15 性同一性障害や同性愛者など性的少数者に関することで、人権上、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。(〇は3つまで)

	人数	構成比
1. 職場、学校などでいやがらせやいじめを受ける	140	16.2%
2. 就職・職場で不利な扱いを受ける	121	14.0%
3. 差別的な言動を受ける	169	19.6%
4. 賃貸住宅などへの入居を拒否される	48	5.6%
5. 宿泊施設、店舗などへの入店や施設利用を拒否される	20	2.3%
6. じろじろ見られたり、避けられたりする	120	13.9%
7. わからない	211	24.4%
8. その他	6	0.7%
無回答	28	3.2%
合計	863	100.0%



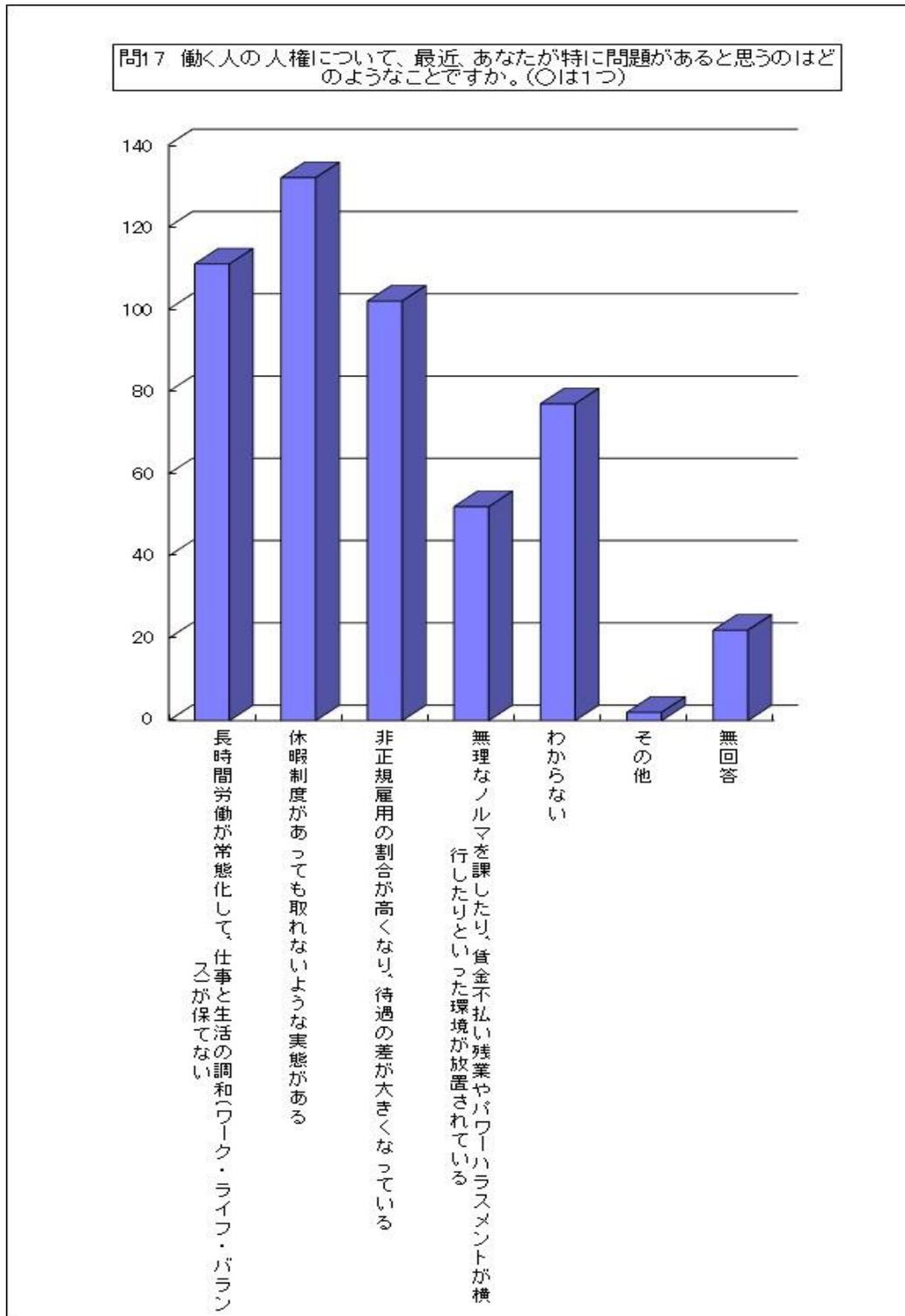
問16 東日本大震災やそれに伴う福島第一原子力発電所の事故の発生により、現在、特に被災者にどのような人権上の問題が起きている(残っている)と思いますか。(〇は3つまで)

	人数	構成比
1. 職場、学校でいやがらせやいじめを受ける	82	6.9%
2. 差別的な言動を受ける	63	5.3%
3. 生まれ育った土地での生活再建が難しい	311	26.2%
4. 被災地に関する風評被害がある	196	16.5%
5. 家族が離ればなれに暮らさなければならない	154	13.0%
6. 避難している人の健康被害が増えている	80	6.7%
7. 震災の記憶が風化し、忘れ去られる	123	10.4%
8. 遺族や遺児のこころのケアが十分でない	96	8.1%
9. わからない	67	5.6%
10. その他	2	0.2%
無回答	13	1.1%
合計	1,187	100.0%



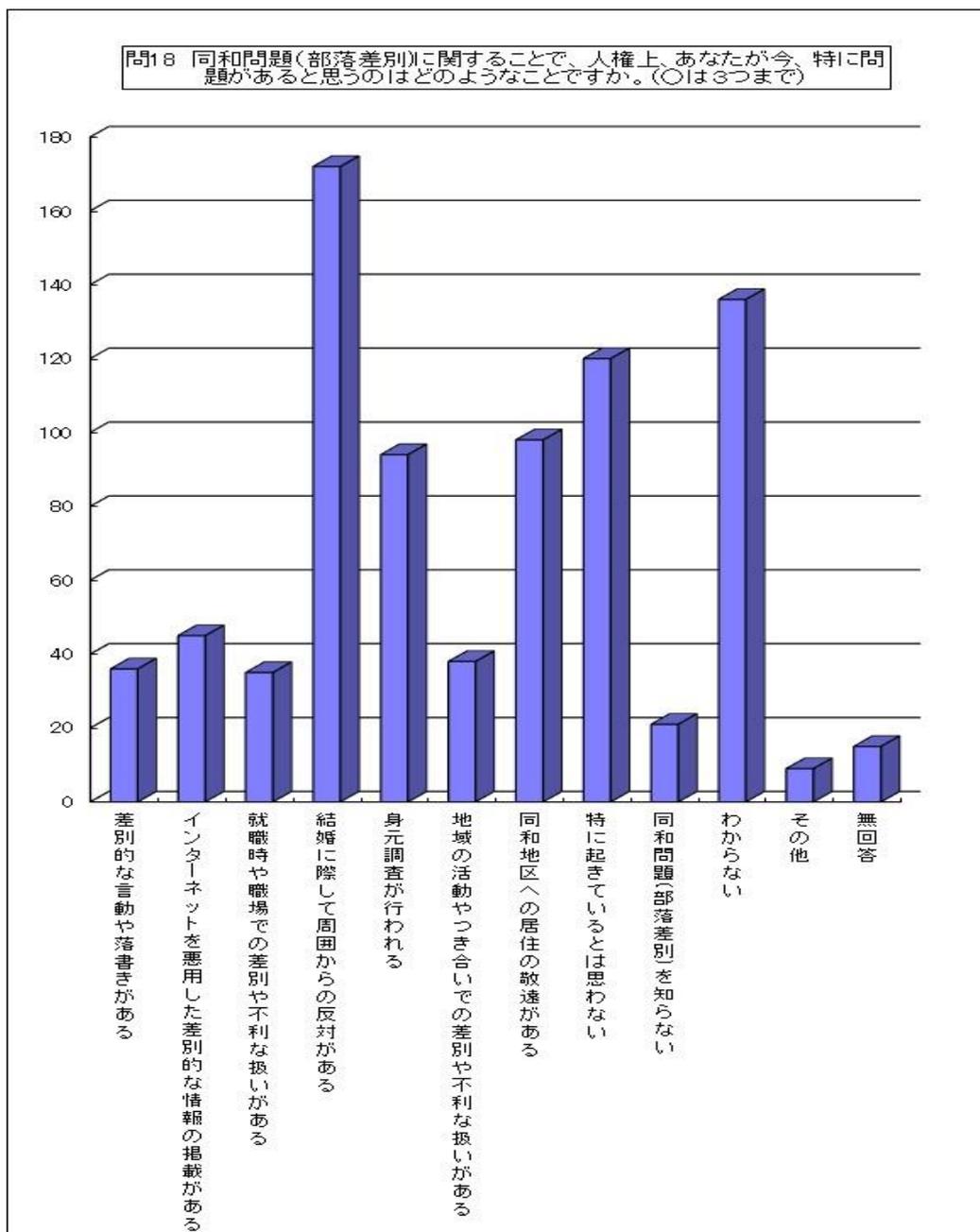
問17 働く人の人権について、最近、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。(○は1つ)

	人数	構成比
1. 長時間労働が常態化して、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が保てない	111	22.3%
2. 休暇制度があっても取れないような実態がある	132	26.5%
3. 非正規雇用の割合が高くなり、待遇の差が大きくなっている	102	20.5%
4. 無理なノルマを課したり、賃金不払い残業やパワーハラスメントが横行したりといった環境が放置されている	52	10.4%
5. わからない	77	15.5%
6. その他	2	0.4%
無回答	22	4.4%
合計	498	100.0%



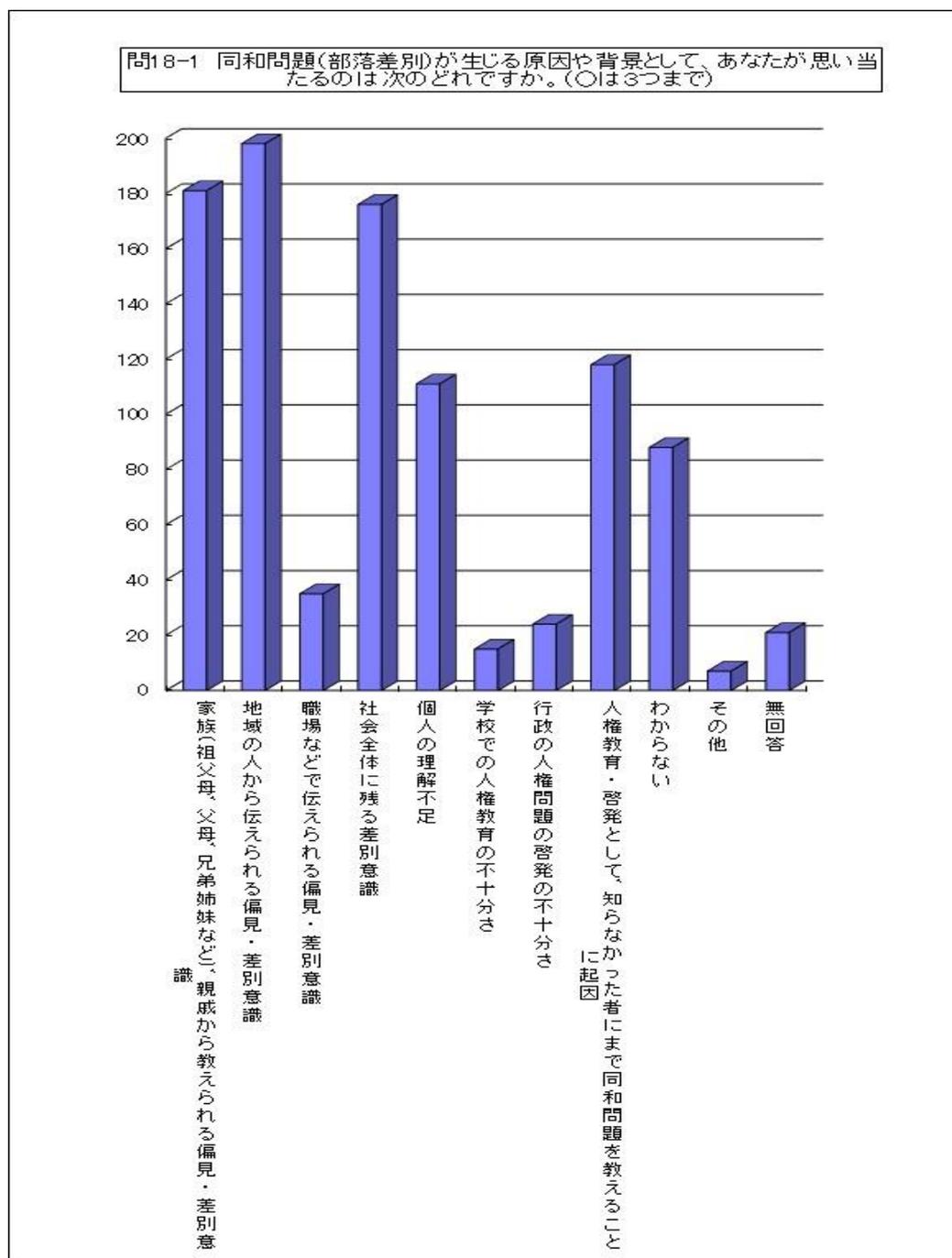
問18 同和問題(部落差別)に関することで、人権上、あなたが今、特に問題があると思うのはどのようなことですか。
(○は3つまで)

	人数	構成比
1. 差別的な言動や落書きがある	36	4.4%
2. インターネットを悪用した差別的な情報の掲載がある	45	5.5%
3. 就職時や職場での差別や不利な扱いがある	35	4.3%
4. 結婚に際して周囲からの反対がある	172	21.0%
5. 身元調査が行われる	94	11.5%
6. 地域の活動やつき合いでの差別や不利な扱いがある	38	4.6%
7. 同和地区への居住の敬遠がある	98	12.0%
8. 特に起きているとは思わない	120	14.7%
9. 同和問題(部落差別)を知らない	21	2.6%
10. わからない	136	16.6%
11. その他	9	1.1%
無回答	15	1.8%
合計	819	100.0%



問18-1 同和問題(部落差別)が生じる原因や背景として、あなたが思い当たるのは次のどれですか。(〇は3つまで)

	人数	構成比
1. 家族(祖父母、父母、兄弟姉妹など)、親戚から教えられる偏見・差別意識	181	18.6%
2. 地域の人から伝えられる偏見・差別意識	198	20.3%
3. 職場などで伝えられる偏見・差別意識	35	3.6%
4. 社会全体に残る差別意識	176	18.1%
5. 個人の理解不足	111	11.4%
6. 学校での人権教育の不十分さ	15	1.5%
7. 行政の人権問題の啓発の不十分さ	24	2.5%
8. 人権教育・啓発として、知らなかった者にまで同和問題を教えることに起因	118	12.1%
9. わからない	88	9.0%
10. その他	7	0.7%
無回答	21	2.2%
合計	974	100.0%

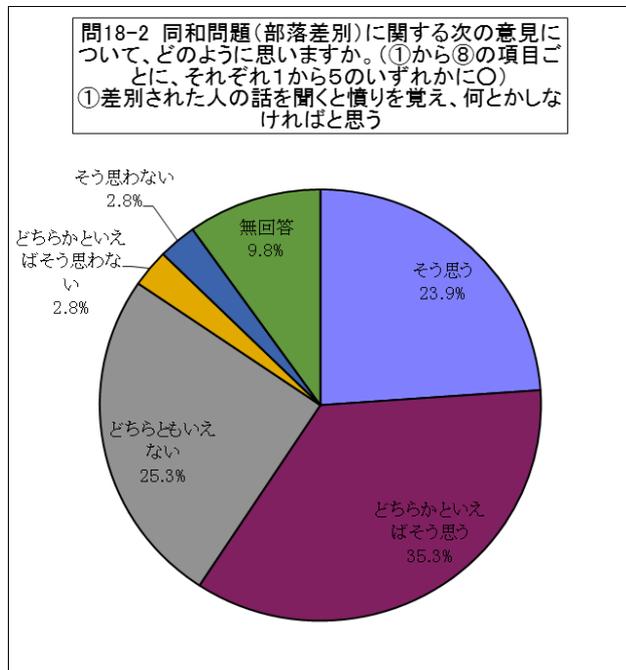


問18-2 同和問題(部落差別)に関する次の意見について、どのように思いますか。

(①から⑧の項目ごとに、それぞれ1から5のいずれかに○)

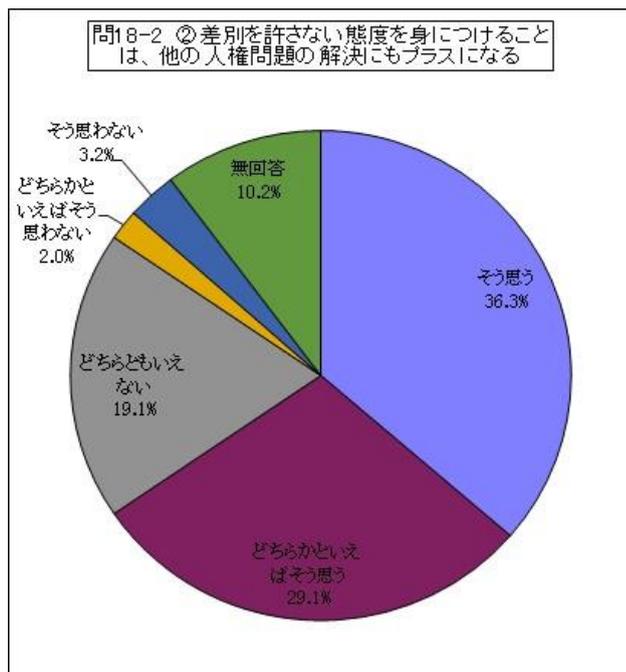
①差別された人の話を聞くと憤りを覚え、何とかしなければと思う

	人数	構成比
1. そう思う	119	23.9%
2. どちらかといえばそう思う	176	35.3%
3. どちらともいえない	126	25.3%
4. どちらかといえばそう思わない	14	2.8%
5. そう思わない	14	2.8%
無回答	49	9.8%
合計	498	100.0%



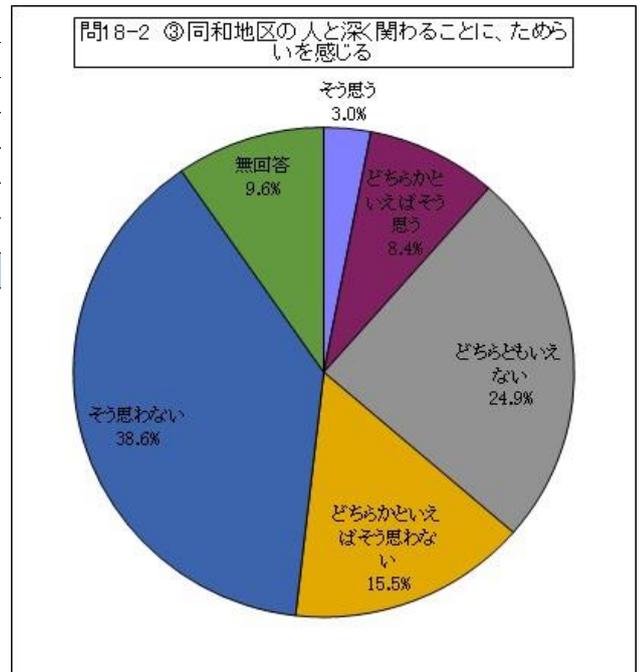
②差別を許さない態度を身につけることは、他の人権問題の解決にもプラスになる

	人数	構成比
1. そう思う	181	36.3%
2. どちらかといえばそう思う	145	29.1%
3. どちらともいえない	95	19.1%
4. どちらかといえばそう思わない	10	2.0%
5. そう思わない	16	3.2%
無回答	51	10.2%
合計	498	100.0%



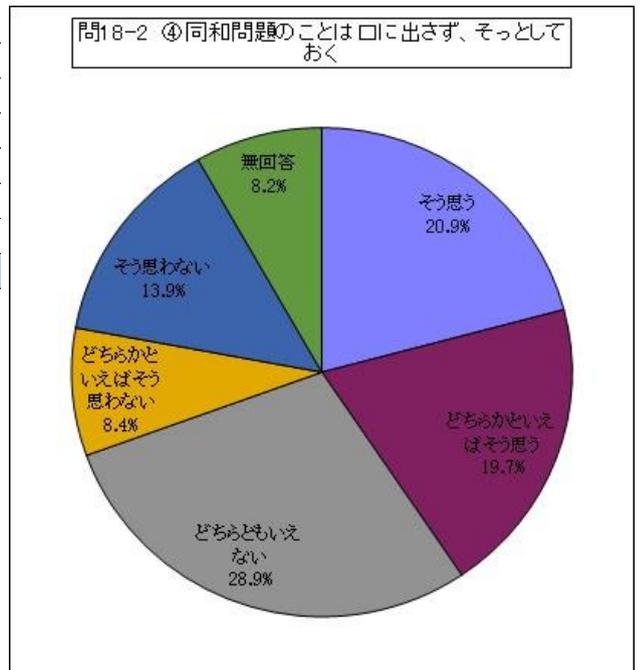
③同和地区の人と深く関わることに、ためらいを感じる

	人数	構成比
1. そう思う	15	3.0%
2. どちらかといえばそう思う	42	8.4%
3. どちらともいえない	124	24.9%
4. どちらかといえばそう思わない	77	15.5%
5. そう思わない	192	38.6%
無回答	48	9.6%
合計	498	100.0%



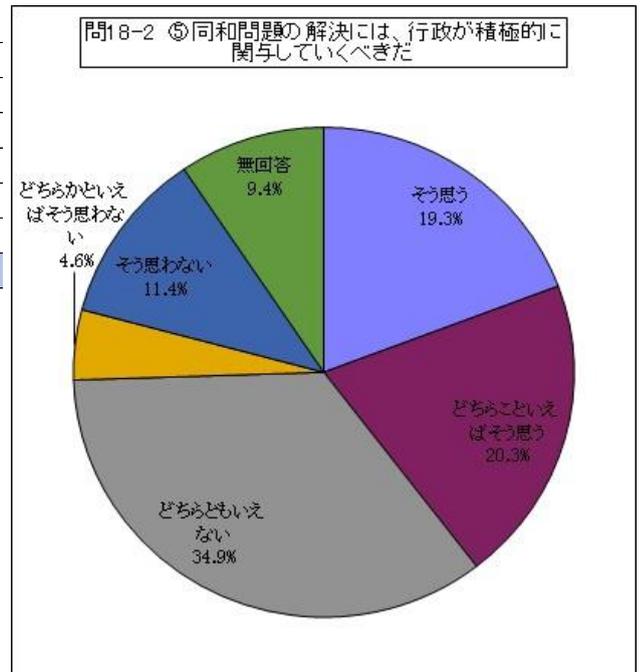
④同和問題のことは口に出さず、そっとしておく

	人数	構成比
1. そう思う	104	20.9%
2. どちらかといえばそう思う	98	19.7%
3. どちらともいえない	144	28.9%
4. どちらかといえばそう思わない	42	8.4%
5. そう思わない	69	13.9%
無回答	41	8.2%
合計	498	100.0%



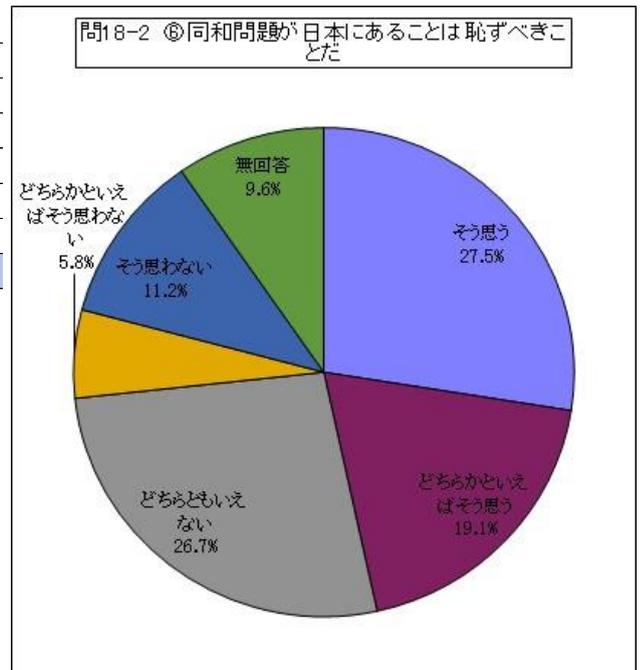
⑤同和問題の解決には、行政が積極的に関与していくべきだ

	人数	構成比
1. そう思う	96	19.3%
2. どちらかといえばそう思う	101	20.3%
3. どちらともいえない	174	34.9%
4. どちらかといえばそう思わない	23	4.6%
5. そう思わない	57	11.4%
無回答	47	9.4%
合計	498	100.0%



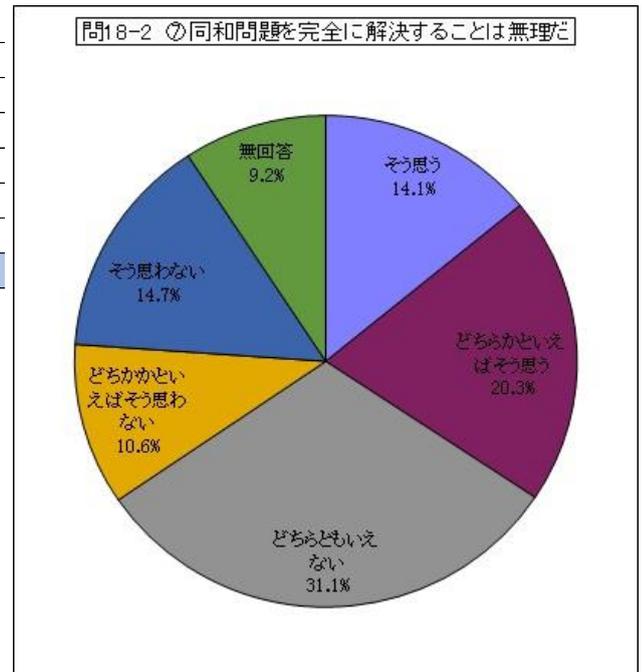
⑥同和問題が日本にあることは恥ずべきことだ

	人数	構成比
1. そう思う	137	27.5%
2. どちらかといえばそう思う	95	19.1%
3. どちらともいえない	133	26.7%
4. どちらかといえばそう思わない	29	5.8%
5. そう思わない	56	11.2%
無回答	48	9.6%
合計	498	100.0%



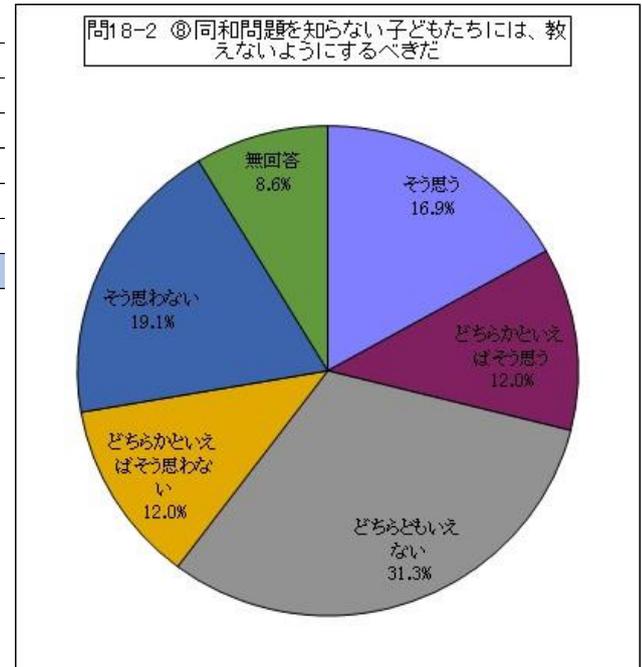
⑦同和問題を完全に解決することは無理だ

	人数	構成比
1. そう思う	70	14.1%
2. どちらかといえばそう思う	101	20.3%
3. どちらともいえない	155	31.1%
4. どちらかといえばそう思わない	53	10.6%
5. そう思わない	73	14.7%
無回答	46	9.2%
合計	498	100.0%



⑧同和問題を知らない子どもたちには、教えないようにすべきだ

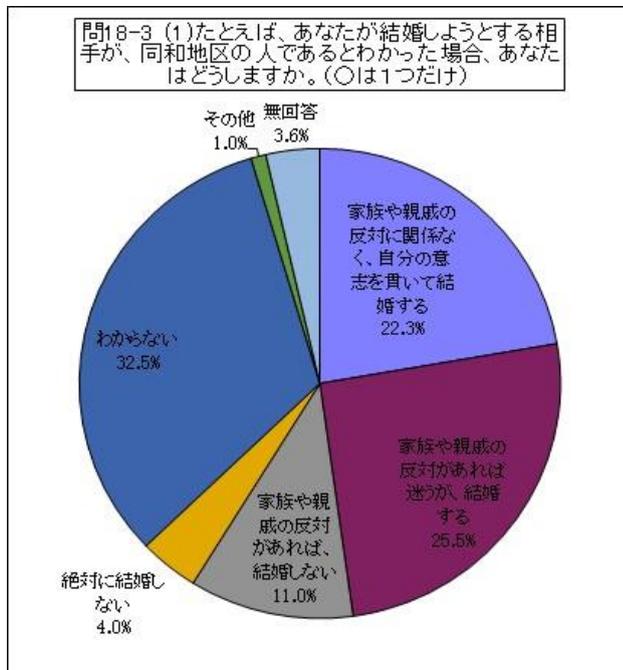
	人数	構成比
1. そう思う	84	16.9%
2. どちらかといえばそう思う	60	12.0%
3. どちらともいえない	156	31.3%
4. どちらかといえばそう思わない	60	12.0%
5. そう思わない	95	19.1%
無回答	43	8.6%
合計	498	100.0%



問18-3

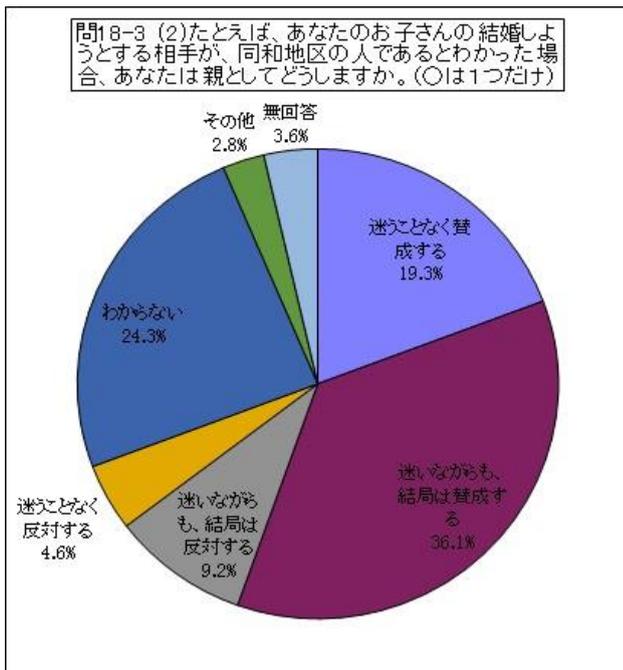
(1) たとえば、あなたが結婚しようとする相手が、同和地区の人であるとわかった場合、あなたはどうしますか。
(○は1つだけ)

	人数	構成比
1. 家族や親戚の反対に関係なく、自分の意志を貫いて結婚する	111	22.3%
2. 家族や親戚の反対があれば迷うが、結婚する	127	25.5%
3. 家族や親戚の反対があれば、結婚しない	55	11.0%
4. 絶対に結婚しない	20	4.0%
5. わからない	162	32.5%
6. その他	5	1.0%
無回答	18	3.6%
合計	498	100.0%



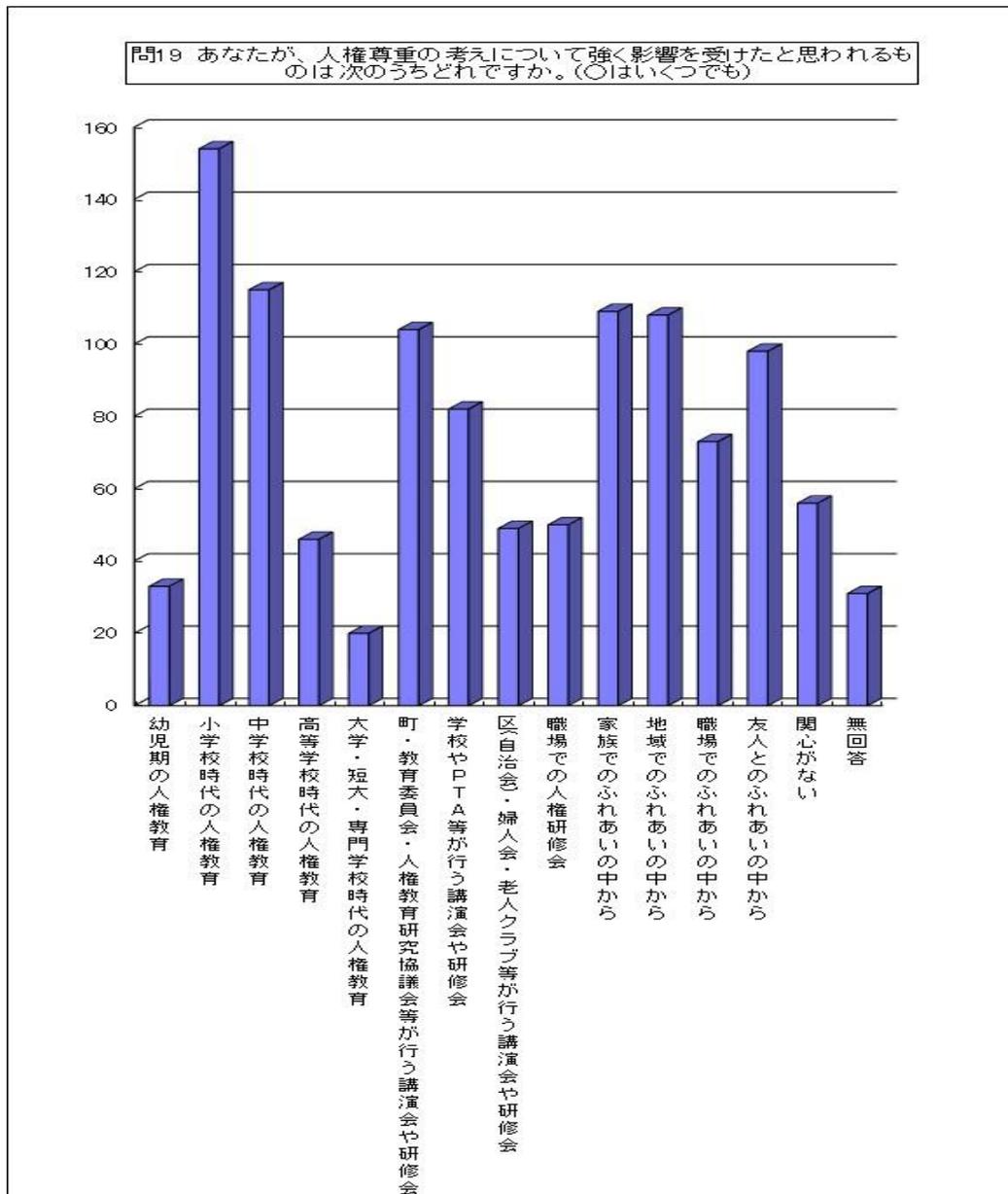
(2) たとえば、あなたのお子さんの結婚しようとする相手が、同和地区の人であるとわかった場合、あなたは親としてどうしますか。(○は1つだけ)

	人数	構成比
1. 迷うことなく賛成する	96	19.3%
2. 迷いながらも、結局は賛成する	180	36.1%
3. 迷いながらも、結局は反対する	46	9.2%
4. 迷うことなく反対する	23	4.6%
5. わからない	121	24.3%
6. その他	14	2.8%
無回答	18	3.6%
合計	498	100.0%



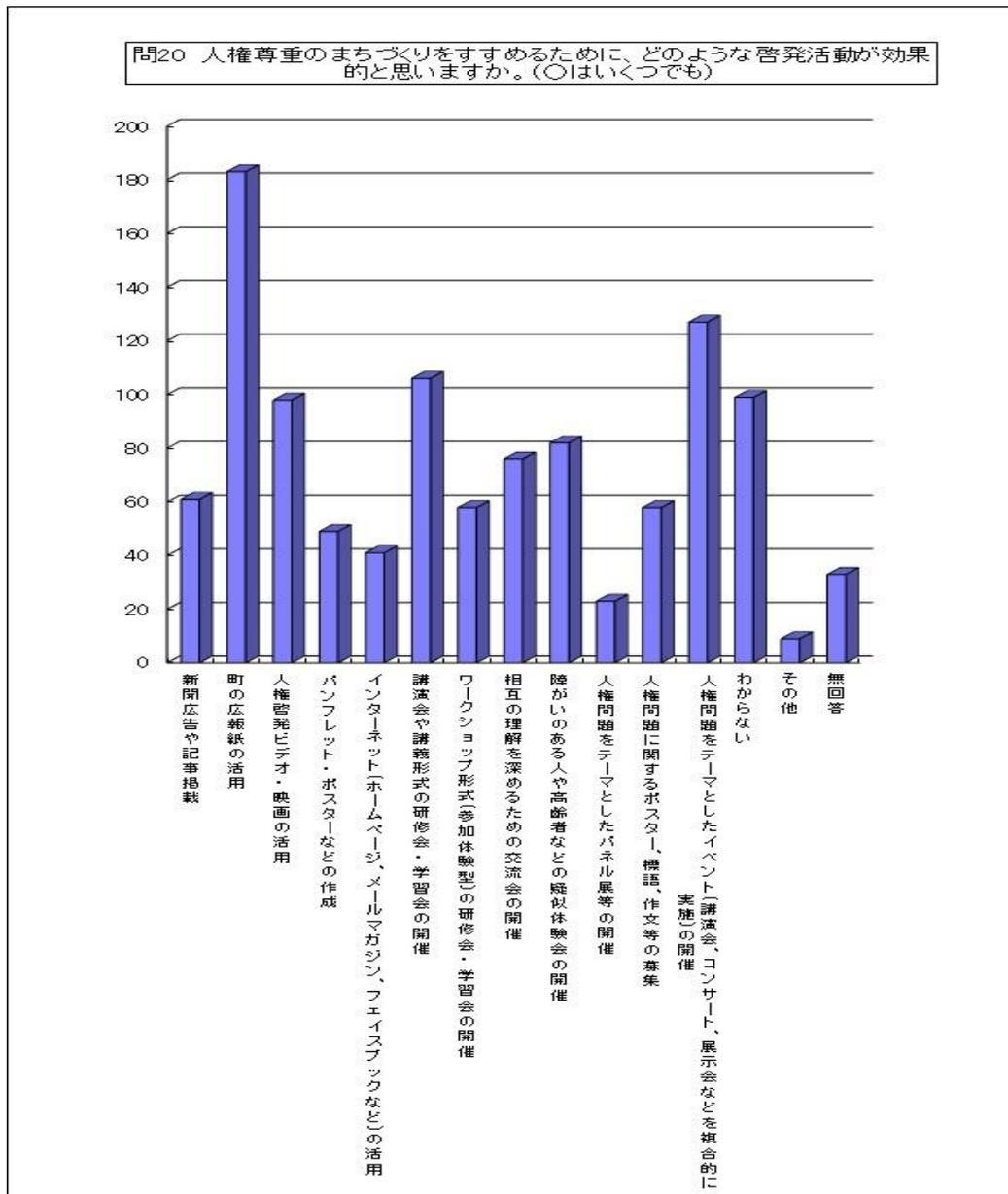
問19 あなたが、人権尊重の考えについて強く影響を受けたと思われるものは次のうちどれですか。(〇はいくつでも)

	人数	構成比
1. 幼児期の人権教育	33	2.9%
2. 小学校時代の人権教育	154	13.7%
3. 中学校時代の人権教育	115	10.2%
4. 高等学校時代の人権教育	46	4.1%
5. 大学・短大・専門学校時代の人権教育	20	1.8%
6. 町・教育委員会・人権教育研究協議会等が行う講演会や研修会	104	9.2%
7. 学校やPTA等が行う講演会や研修会	82	7.3%
8. 区(自治会)・婦人会・老人クラブ等が行う講演会や研修会	49	4.3%
9. 職場での人権研修会	50	4.4%
10. 家族でのふれあいの中から	109	9.7%
11. 地域でのふれあいの中から	108	9.6%
12. 職場でのふれあいの中から	73	6.5%
13. 友人とのふれあいの中から	98	8.7%
14. 関心がない	56	5.0%
無回答	31	2.7%
合計	1,128	100.0%



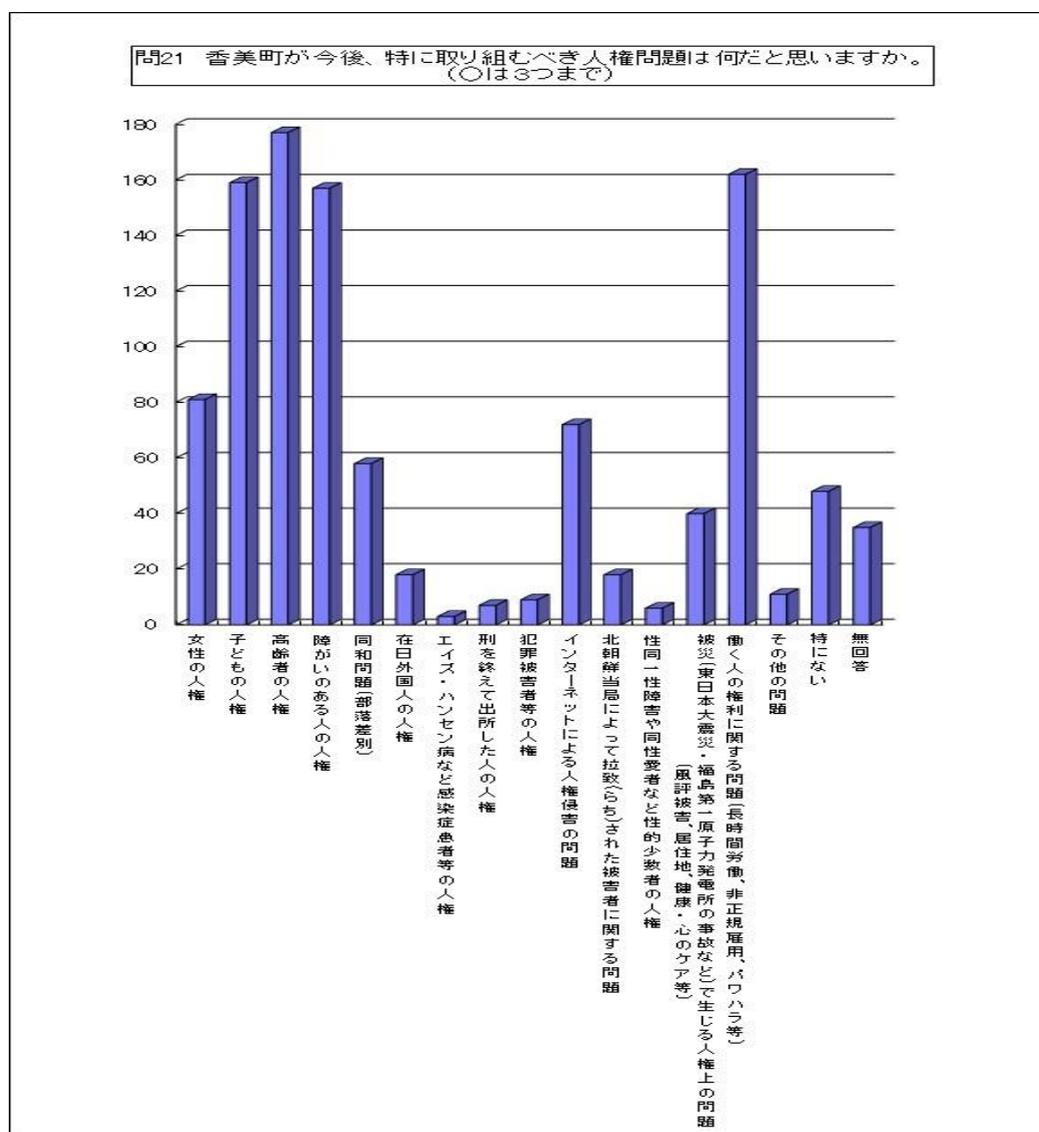
問20 人権尊重のまちづくりをすすめるために、どのような啓発活動が効果的だと思いますか。(〇はいくつでも)

	人数	構成比
1. 新聞広告や記事掲載	61	5.5%
2. 町の広報紙の活用	183	16.6%
3. 人権啓発ビデオ・映画の活用	98	8.9%
4. パンフレット・ポスターなどの作成	49	4.4%
5. インターネット(ホームページ、メールマガジン、フェイスブックなど)の活用	41	3.7%
6. 講演会や講義形式の研修会・学習会の開催	106	9.6%
7. ワークショップ形式(参加体験型)の研修会・学習会の開催	58	5.3%
8. 相互の理解を深めるための交流会の開催	76	6.9%
9. 障がいのある人や高齢者などの疑似体験会の開催	82	7.4%
10. 人権問題をテーマとしたパネル展等の開催	23	2.1%
11. 人権問題に関するポスター、標語、作文等の募集	58	5.3%
12. 人権問題をテーマとしたイベント(講演会、コンサート、展示会などを複合的に実施)の開催	127	11.5%
13. わからない	99	9.0%
14. その他	9	0.8%
無回答	33	3.0%
合計	1,103	100.0%



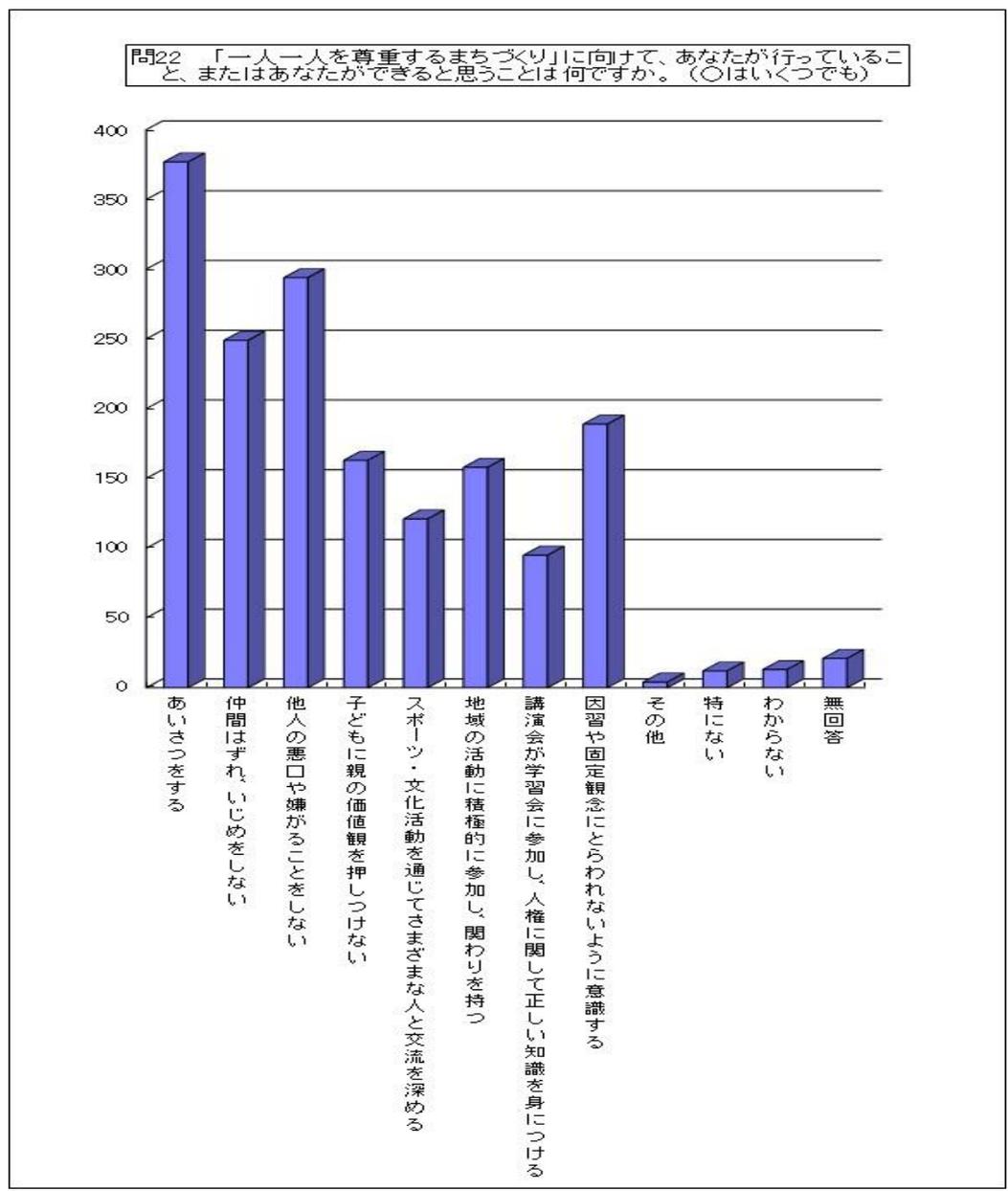
問21 香美町が今後、特に取り組むべき人権問題は何だと思えますか。(〇は3つまで)

	人数	構成比
1. 女性の人権	81	7.6%
2. 子どもの人権	159	15.0%
3. 高齢者の人権	177	16.7%
4. 障がいのある人の人権	157	14.8%
5. 同和問題(部落差別)	58	5.5%
6. 在日外国人の人権	18	1.7%
7. エイズ・ハンセン病など感染症患者等の人権	3	0.3%
8. 刑を終えて出所した人の人権	7	0.7%
9. 犯罪被害者等の人権	9	0.8%
10. インターネットによる人権侵害の問題	72	6.8%
11. 北朝鮮当局によって拉致(らち)された被害者に関する問題	18	1.7%
12. 性同一性障害や同性愛者など性的少数者の人権	6	0.6%
13. 被災(東日本大震災・福島第一原子力発電所の事故など)で生じる人権上の問題(風評被害、居住地、健康・心のケア等)	40	3.8%
14. 働く人の権利に関する問題(長時間労働、非正規雇用、パワハラ等)	162	15.3%
15. その他の問題	11	1.0%
16. 特にない	48	4.5%
無回答	35	3.3%
合計	1,061	100.0%



問22 「一人一人を尊重するまちづくり」に向けて、あなたが行っていること、またはあなたができると思うことは何ですか。（〇はいくつでも）

	人数	構成比
1. あいさつをする	377	22.2%
2. 仲間はずれ、いじめをしない	249	14.7%
3. 他人の悪口や嫌がることをしない	294	17.3%
4. 子どもに親の価値観を押しつけない	163	9.6%
5. スポーツ・文化活動を通じてさまざまな人と交流を深める	121	7.1%
6. 地域の活動に積極的に参加し、関わりを持つ	158	9.3%
7. 講演会が学習会に参加し、人権に関して正しい知識を身につける	95	5.6%
8. 因習や固定観念にとらわれないように意識する	189	11.1%
9. その他	4	0.2%
10. 特にない	12	0.7%
11. わからない	13	0.8%
無回答	21	1.2%
合計	1,696	100.0%



香美町人権啓発推進指針

令和2年3月

発行／香美町

編集／香美町町民課人権推進室

〒669-6592 兵庫県美方郡香美町香住区香住 870 番地の1

TEL 0796-36-1111 (代表) FAX 0796-36-3809

URL <http://www.town.mikata-kami.lg.jp/>